

第87回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成31年3月15日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまです。本日もよろしく
お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守らなければならないことを遵守していただき、静
粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、2番、児玉雅善君の発言を許可します。はい、児玉君

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番議席、日本共産党の児玉雅善です。

本日は、本町における教職員の勤務実態について、そして、もう1題は、平福、木村邸
の活用方法について、この2点について、お伺いします。

まず、この場では、本町における教職員の勤務実態についてお伺いします。

昨年8月、ラーニングスプラッシュという教育関係者のセミナーが開かれました。北
は北海道から南は九州までの全国から教職員や学生を含む教育関係者を中心に約30名余
りが集まり、自己研修セミナーが1泊2日の日程で長谷で開かれました。私も1日目だけ
参加させていただき、平福が抱える問題、悩み等をお聞きいただき、それに対して、皆さ
んから、いろんな貴重なご意見や提案等をいただきました。

そして、その参加者のほとんどが、お聞きすると私立の学校の皆さんで、公立の学校の
先生、教師はほとんどいらっしゃいませんでした。何で、公立の先生たちの参加が少ない
のかとお聞きしました。そうすると、「公立の先生方は忙しくて、とてもそんな余裕はない
です」という返事が返ってきました。実際、私の親戚にも、県立高校の教師がいます。ク
ラブの監督、また、生活指導なども担当し、休みもほとんどなく、毎晩帰りも遅く本当に
忙しいようです。

また、私事として、ある商業施設で警備の仕事もしていますが、その関係で知り合った、
その市のある中学校の先生も生活指導の担当と、クラブはブラスバンドの顧問をしていら
っしゃいまして、本当に忙しい生活をしていらっしゃいました。

素行の悪い子が商業施設で騒いだり、たばこを吸っていますと電話を入れるんですけれ
ども、そうすると、すぐ駆けつけてくださいます。

また、勤務の合間を見て、施設内を巡回したり、また、毎月、学校だよりを届けていた
だいたり、そして、私たちとコミュニケーション、情報交換をして、本当に忙しい仕事を

されてきました。

また、新聞等に、よく出ていますように、学校内におけるいじめや、家庭内での DV など、自殺や不登校など不幸な事犯が絶えません。

そこで、お伺いします。

①、本町における、小学校・中学校の教職員の総数と正職員と臨時職員、非常勤職員の数。

②番に、職員 1 人当たりの生徒数。正職員 1 人当たりの生徒数。

③番、教師 1 人当たりの月間出勤日数と 1 日当たりの勤務時間。

また、④時間外勤務に対しては、適正に時間外勤務手当等が支給されているか。

⑤、心身の疾患などで休職されている教職員はいらっしゃいますか。そして、いらっしゃれば、その人数。また、その職員に対して、どのように対応し復帰までフォローされているのか。

⑥、学校内外におけるいじめの現状は。そして、また、それが原因と思われる不登校などの実態はないのか。

⑦、家庭での DV 等は報告されているか。もしあれば、どのように対応されているのか。

以上、この 7 点、この場での質問とさせていただきます。

再質問と、2 番の平福の木村邸の問題については、議員席からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） おはようございます。

それでは、本日最初の児玉議員からのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、本町における教職員の勤務実態についてということで、1 点目から 7 項目ありましたので、順次、説明させていただきます。

まず①点目、本町における小学校・中学校の教職員の総数と正職員と臨時職員、非常勤職員の数についてお答えいたします。

平成 30 年度、小学校の教職員は 90 人、うち常勤の職員は 81 人、非常勤職員は 9 人です。中学校においては、教職員は 66 人、常勤の職員が 62 人、非常勤職員が 4 人です。この数は県費負担の職員の数になります。したがって、学校用務員及びスクールアシスタント等は含んでいません。同じく、県費負担の教職員で、常勤の臨時職員の数は小学校で 11 人、中学校で 7 人となっています。

②点目の、教職員 1 人当たり生徒数。正職員 1 人当たりの生徒数について、お答えいたします。

平成 31 年 3 月現在、佐用町の小学生は 684 人、中学生は 354 人です。この数を教職員数で割りますと、小学校は教員 1 人当たり 7.6 人、正規職員 1 人当たりは約 8.4 人。一方、中学校では、教員 1 人当たりが約 5.4 人、正規職員 1 人当たりは約 5.7 人になります。学級の数で見ますと、小学校で一番多いのは 1 学級 39 人、中学校では 1 学級 35 人になります。一方、小学校で一番少ないのは、複式学級を除いて 1 学級が 5 人、中学校では 1 学級 12 人となっております。

③点目の教員 1 人当たりの月間出勤日数は、原則教員は職員会議、学校行事、災害対応以外では超勤を命じることができないとなっております。したがって、休日等に出勤した場合は、勤務の振りかえによって対応しています。そのため、基本的に出勤日は月の

うち、土日、祝日を除く日になっております。一方、部活動等の指導は、出勤扱いではございません。したがって、その土日出勤して4時間以上指導に当たった場合、3,600円の特殊業務手当が支給されることになっております。1日当たりの勤務時間については、基本は1日は7時間45分の勤務になります。今年度調査によりますと、それ以上の超勤については、小学校で月平均1人当たり31.22時間、中学校では33.42時間となっております。

④点目の時間外勤務に対して、適正に手当が支給されているかについてですが、先ほども述べましたように、特定のことに以外に教員に、原則超勤を命じることはできません。よって、超勤手当の支給は認めれていません。そのかわり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法によって、一律給料の4パーセントが教職調整額として支給されています。一方、学校事務職員については、その超勤時間に応じて県から超勤手当が支給されています。

⑤点目の心身の疾患などで、休職している職員はいるかについてですが、本年、平成30年度の該当者はいません。

職員の心身の健康管理については、教育委員会から学校管理職に対して、「心の通い合う学校運営について」の通知を行い、職員のメンタルヘルス等にも日ごろから気をつけているところです。また、不調を訴えた職員については、休暇や休職制度を適切に利用する体制を整えております。職員が休職した場合は、復帰に向けた支援として、県教育委員会と連携しながら、カウンセリング、職場復帰に向けた研修、プレ出勤等々を行っております。

⑥点目の学校内外におけるいじめの現状についてですが、12月議会の一般質問でもお答えしましたが、平成25年に、いじめ防止対策推進法が施行され、それを受けて県教委から各学校にいじめの積極的認知についての指導がありました。12月議会では、11月末現在の報告をいたしました。佐用町においては、現在、この2月末までに15件の報告が上がっております。しかし、これらの、いじめが原因で不登校の報告はいただいておりません。

⑦点目のDVについてですが、これについては、個人情報に関することで、デリケートな問題であるため、具体的な内容はお話しできません。しかし、DVの報告はあります。報告があった場合は、健康福祉課、子育て支援センター、警察等々の関係機関と連携をとりながら対応しております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

思ったりより、1人当たりの生徒の担当数いうんですか、少ないようなので結構なんですけれども、実際問題として、いろんな業務ですね、本来の教育関係以外の業務につかれる場面が多いんじゃないかと思えます。

私が本人の報告によりまして、いろいろ本来の業務以外の仕事が増えているように報告を受けています。

そんな中で、お伺いしますが、教師の忙しさを軽減して、子供たちに、よりよい教育をしようとするためにも、教職員の定数増。それから、学校に設置した不要不急の業務の中止や削減、教員の働くルールの確立。深刻化している非正規職員の働き方の助成、これらの対策が必要ではないかと思えます。

国等に対しても、これは国等の政策とも深く関係してくると思います。国に対しても強く要望していく必要があるかと思います。この件について、どういうふうに思っているのか、見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） ありがとうございます。

今、おおせのとおり、働き方改革ということで、現在も進めております。県及び国への要望というのは、我々、教育長会等々でも要望上げて、定数の拡大というようなことはしておるんですけども、なかなか、一概には、すぐに解決しない。これが実情ではないかなと思います。

基本的に、学校が小さいからというのではなくって、学校が小さかろうと、大きかろうと、組織というのは、どの大きさにかかわらずつくらなければいけないわけですね。担当を。そうすると、50人の先生がおれば、1人で1役でいいかもわからないけれども、10人で、それをしようとする、1人5役をしなければいけない。出張等もそうなんです。

そういったところの簡略化といいますか、代理をたてたりとかいうような形では、現在、進めておるんですけども、なかなか、改革までには至っていないのが現状である。

その一方で、働き方改革ということで、今、できるだけ学校行事であったり、いろんなことを、合化といいますか、一緒にやっつけてしまおうと。バラバラでするのではなしに、同じ日に、同じような形でやっつけてしまおうというような動きも、確かに、改革としては起こっております。現在、進行中であるというようにご理解いただけたらと、このように思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） 先生は、夏休みや冬休みもあり、自由もきく職業というイメージが、私たち、子供のころはありました。それは、本当に、ひと昔も、ふた昔も、ずっと前の話で、今の先生方は、1日12時間近い勤務などが国の勤務実態の調査結果が出されて、仕事が終わらずに学校に泊まり込む先生もいるなどの厳しい実態も報告されています。

過労死や心身を病んでの退職が、後を絶ちません。

昨年12月の新聞赤旗の日曜版で、ある中学校教員の1日を追っていますが、18時間働いて、睡眠は3時間、こんな日々が続き、夏休み中も、1日平均が8時間を超えて働き、部活動の指導があれば、休みそのものがないに等しい状態。このような忙しさは、子供の教育にも深刻な影響を与えていると思います。

そして、公立学校の教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という法律のもとに置かれています。

この法律は、残業代の支払いを回避するために、自民党のみの賛成で1971年に成立した法律です。教員に一律、教職調整額4パーセントを給料として支払い、残業代は支払わない。教員は時間外労働、休日労働への割増賃金支払いの適用除外となっています。

また、時間外労働をさせる場合は、生徒の実習、学校行事、教職員会議、非常災害など、やむを得ない場合に限るとしています。

この法律が、異常な長時間労働の原因の1つになっていると思います。

これまで、公立の教員は、残業がないため、残業時間が把握されず、勤務時間さえわからないブラックな状態がついているのが現状ではないかと思います。

将来の日本、そして、佐用町を担う大事な子供たちの教育を保障し、教職員の皆さんの命と健康のためにも法律の改正など、必要な措置を国など、関係機関に強く求めるべきだと思います。

町長並びに、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 非常に難しい質問なんですけれども、法律の改定ということになっても、私、一教育長として、それについて、嘆願書出すわけにもいきませんので。

ただ、最初に申しましたとおり、私は、今、県の教育長会の一員として、年に数回会合もありますし、要望書も県なり国のほうに上げておりますので、今、議員のほうから言われたことについても、項目としては上がっております。要するに、超勤は求められておりませんし、認める場合は、限定4項目と、我々も行っておるんですけれども、それ以外は出せないことになっておるわけです。

ですから、名目上はしていない。ただ、その分が、これまでも、ずっと言われていたように、4パーセントの中に入っているだろうという形で、ずっと来ております。

したがって、そういったことがあるために、昨年あたりから、働き方改革ということで、学校に対しても、どんどんと、そういう指導が入ってきております。

実際問題、クラブ活動等についても、全体にもお知らせしたと思うんですけれども、この4月以降は、また新しく、中学校の部活動も検討していこうということで、今現在、進めております。

例えて言うなれば、この3月末までやってきた平日の1日は、必ずノ一部活デーにしましょう。月に土日の4週のうちの2日間は休みにしましょうということで、ずっとやってきましたけれども、この4月以降については、さらに土日は、どちらかを休みにしましょうねというような形で、今、話を進めております。

実際問題、なかなか西播管内で統一することが難しい面もありまして、実質、新チーム、というのは、中学校においては8月までが今のチームで、中体連の関係、全国大会につながる中学校、今の3年生が引退するのが7月、8月なんですね。その後は、今度、新しい新人戦が始まりますので、その新しい新チーム以降については、平日1日。それから、土日のどちらか1日は完全に部活動を休みましょう。

ただ、大会等がありましたら、そこは、振りかえてやっていきたいと思いますというような取り組みを、現在進めておるところでございます。以上です。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 待ってください。指名していません。座ってください。手挙げてください。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

平福の木村邸を含む、平福全体の振興策については、篠山市の一般社団法人ノオトさんを中心に地元の住民の皆さんで三度にわたりワークショップを開き、協議を重ねてきました。

現在、その結果をノオトさんがまとめてくださっているところですが、木村邸については、おおむね地元の食材を生かした飲食関係の店として活用していく方向でまとまるのではないかと思います。

そこでお尋ねします。

この運営主体がどうなるかなど、実現までには、いろいろ問題がありますが、町としてはどのような形で援助していくつもりか。

また、前に質問させていただいた際、酒蔵については取り壊して、更地にとお聞きしています。しかし、ワークショップの中でも、何とか、酒蔵を保存して活用したいという声が多くありました。建築士の先生にお聞きしても補強すれば十分に使用できるとお聞きしています。

そこで、先日の予算委員会での同僚議員からの質問とのダブルことになるかとも思いますが、酒蔵を残して、保存活用するお考えはないでしょうか。

酒蔵の中には、大きな木製のたるやホーロー製のタンクなど、何十年も放置されていたのが信じられないほどきれいな状態で残されています。以前質問した際に「中の備品などは寄付や譲渡の対象外」との答弁でしたけれども、何らかの形で活用できないものかと思えます。

また、町に所有権がないのなら、再度、交渉して、酒蔵内の備品についても活用することに承諾がいただけるように交渉できないものでしょうか。

それと、最後に、これは通告してない質問で恐縮なんですけど、一昨日、帰宅するとポストに回覧板が入っていました。教育委員会からの文書でして、内容は、利神城跡に登る人が後を絶たない。そこで、庵側の登り口に柵を設置して、扉に施錠するので了解してもらいたいという内容でした。

実際、登る人が後を絶たないのは事実です。危険でもあるので柵を設置することには異議はありません。

そこで、確認ですけども、県道からの入り口のところにも、登山禁止とかいう、これ以上登っても山には登れませんよという、そういうことがわかる内容の案内板を県道側からの入り口のところにも置くべきではないでしょうか。

狭い、急な坂を登って、さあ登ろうという時になって、あれ柵がある。登られへんはいうのでは、登ろうとしている観光客の方たちにも不親切だと思います。

どうか、設置について、お考えをいただきたいと思います。

以上、質問させていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 回答させていただく前に、通告にないことが、今、質問されたんですけれども、そのことも回答しなきゃいけないんですか。

議長（山本幹雄君） いや、通告にあることだけで十分です。はい。

町長（庵途典章君） はい、それでは、児玉議員からの木村邸の改修と活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

木村邸と言われる、旧酒蔵を含めた施設等に関しましては、昨年の6月補正において必要な予算措置を計上させていただきました。その後、それらの建物、土地等について、その一部は寄附、また、その一部は買収という形で町への所有権移転を完了するとともに、本格的な改修までの応急処置として、屋根にシート養生の工事等を実施して、雨漏り等を、当面、応急的に対処したところであります。

また、佐用町では、利神城跡の国史跡指定を契機として、町内の歴史・文化資源を磨き、町の「誇り」を取り戻し、未来に夢をつなぐ佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトに取り組んでおり、このプロジェクトの中で、歴史的資源の一定程度の集積が見られる平福地域について、重点モデル地区として位置づけをすることといたしたところでございます。このような背景・経緯から、木村邸の利活用について検討することを主眼に置きながらも、平福地域全体のまちづくりコンセプトや方向性を話し合うため、これまでに歴史的建築物を活用したまちづくりセミナーの開催をはじめ、計3回のワークショップの開催を行ってきたところでございます。

このワークショップには、平福地域からの参加者はもとより、平福の観光的価値やまちづくり会社の設立に関心を持っていただいた、地域外の有志の方も多数参加をいただいたところでございます。

このワークショップを通して、参加された皆様からは、多様な、また、活発な意見が出されましたが、中でも、平福を平福たらしめている重要な構成要素は、利神城跡と御殿屋敷跡、川のある生活と風景、川端風景をはじめとした歴史的な町並み景観など、これらがコンパクトに集約をされている点であるといった意見が多く聞かれたようでございます。

また、まちづくりのコンセプトについては、参加者からの意見をコンサルとして委託しておりますノオトさんがとりまとめていただいて、「人が行き交い、時が交差する 現代の宿場町」というコンセプト案が提案をされております。

なお、木村邸の利活用については、そうしたコンセプトのもと、木村邸をどのような施設として活用していくか。これは、いろんな意見があって、なかなか難しい課題ではありますが、まず、ノオトさんから示された1つの方法として取り組みやすい飲食系がよいのではないかというアドバイスがあり、地域の食材についての意見交換も行われました。そのため、ご質問の中に「飲食店として活用していく方向でまとまるのではないか」との言及があったのだというふうに思いますが、現時点において、最終的に、そうした形のものに活用するかどうかということは、決定をしているわけではございません。

以上を踏まえまして、まず、町としては、どのような形で、この事業を進め、援助していくかということではありますが、まず、1つ目は、老朽化の激しい木村邸を、これを、いろんな施設として利活用するためには相当程度の工事が必要となると考えておりますので、改修工事にかかる初期費用については、町が一定程度の公費を投入することが必要であるというふうに考えております。

また、現段階においては、運営事業者の検討をしている段階でありますので、確定的なことは申し上げられませんが、例えば、公の施設の指定管理者としての指定や、普通財産の減額貸付等も検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、酒蔵を残して保存活用する考えはとのご質問であります。昨年6月の一般質問においてもお答えをさせていただいたとおり、町並みの連続性の維持や、街道の賑わい創

出といった観点からは、酒蔵等の建物も利活用を行い、一体的な賑わいづくりの拠点とすることも考えられるわけですが、酒蔵側の土地には、現在、その酒蔵と、附属の建物2棟が残っております。これら、いずれも老朽化が激しく、また、建物そのものに文化的な価値があるものではないというふうに考えております。

さらに、何らかの利活用を行うために改修するには、当然、相当の費用が見込まれるところでもあります。木村邸の母屋の、そうした、今、検討いただいている改修、利活用するための改修費用だけでも、おそらく数千万円は必要であろうというふうに、私は考えておりますが、その財源として考えております合併特例債等の起債についても、当然、限りがあります。また、交付税の合併特例算定がなくなっていくといった今後の厳しくなっていく財政状況を見通しますと、果たして限られた財源をどこまで投入できるのかといった点については、これは、慎重に、冷静に判断を行っていかざるを得ないと思います。

また、現在、平福を訪れる方は、主に道の駅に駐車をされているというふうに考えられますが、道の駅の駐車場のその駐車台数について、これは非常に狭くて十分な状況ではないということは、ご承知のとおりでございます。

以上のように、財政面の状況と、現状の平福の駐車場事情を考慮して、当面の間は、酒蔵のある土地を観光駐車場的な利用方法にするといったことも、1つの有力な選択肢というふうに考えているところでございます。

なお、民間資本により酒蔵等の改修を行って、利活用をいただけるというのであれば、また、その可能性は広がってまいります。現段階において、まずは木村邸の母屋の利活用に注力して、状況をしっかりと注視していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、建物内に残されている家財や備品等の活用に関するご質問でございますが、昨年の6月議会でお答えさせていただいたのは、まだ所有権移転の契約前の段階であり、その時点では建物内の家財等の、そうした利活用について、町として、まだ、所有権は持っておりませんでしたので、どうこうするという段階ではないということをお答えさせていただいたところであります。

その後、実際に所有権移転を行いました。母屋の中の家財等につきましては、一部を除き、前所有者の方に処分をしていただきました。なお、酒蔵内の物品等については、そのままとなり、所有権も町へ移転しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、酒蔵等を改修して利活用することは、現時点では、私は、大変難しいというふうに考えているため、たる等の利活用については、特に検討はしておりません。

ああいう物を、どのように活用していくのか、いい活用があれば、また、そういう物は、活用を、処分するのではなくって活用すればいいと思いますけれども、なかなか、活用といっても、そう簡単に活用方法があるということではないというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 児玉さん、発言の前に、ちょっと、私に通告したことに基づいた質問をお願いします。

はい、児玉さん。

2番（児玉雅善君） 中のたる等の備品について、活用する道が少し開かれたのではないかとお聞きしました。

実際、処分するには、本当にもったいないというか…と思うんですけれども、ただ、実際問題にして、どう使うか、その使い道なんですけれども、これが本当に、私自身も答えが見つからない問題で、これ皆、地元の者とも、いろいろまた、機会あれば相談して、何か、いろんな方法がないか、使い道等、いろいろ考えていきたいと思えます。

ただ、今のところ、あそこの場所、地元の人が、いろんな工作物を置いたり、花を植えたりして、少しでも、また、草刈り等もやっていただいて、見場のいいようにはなるように、皆さんで努力しているところなんですけれども、そういった面に対しても、いろいろな形でご意見等をお聞きしてやっていきたいと思っております。

せっかくの平福の一番いい場所なので、ああいったままでは見た目も印象悪いので、そういった面に対しても、今後とも、私たち住民のほうも、いろいろ努力していかなければと思っています。

当然、運営主体のほうなんですけれども、ノオトさんのお考えでは、運営する会社いうんですか、そういったもの設立してということをお考えになっているようです。そういった面に対しても具体的になれば、いろいろ協力する。また、地元でも協議していかなければならないと思えます。

そういった面に対しても、また、町のほうからも、いろんなご助言なり、ご指導なりいただければと思っています。

それと、平福、いろんな面で、町全体の大きな金額、平福に落としていただいています。まだまだ、いろいろ問題が、城の問題に対しても、いろいろ出てくると思いますので、ご協力のほうをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 児玉雅善君の発言は終わりました。

続いて、6番、廣利一志君の発言を許可します。はい、廣利君。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 6番議席、廣利でございます。

非正規職員の待遇改善を問うということで、質問をさせていただきます。

国会での働き方関連法の成立を受け、2019年、本年、4月1日以降働き方改革関連法が順次施行されますが、本町役場職員の働き方、待遇にどんな影響があるのか、町長の見解をお聞かせください。

その骨子は、時間外労働の上限規制の導入。年次有給休暇の確実な取得。正規職員と非正規職員の間の不合理的待遇差の禁止。そのほかに、長時間労働の問題。あるいは、過労死の問題。新聞をにぎわしました高度プロフェッショナル制度というふうなことが骨子であります。

法律の施行を前に、職員への説明は十分に尽くされたのでしょうか。現在までの経過について状況を説明してください。

町職員の定員については、第3次佐用町定員適正化計画で平成33年度までに250人としておりますが、その見通しについての町長の見解をお聞かせください。

非正規の職員の皆さんが全体の半分近くを占め、多様な行政サービスを担っていただいておりますが、今回の法律の施行で待遇は、果たして改善されるのか。

会計年度任用職員制度が施行されますが、十分に納得のいく説明が行われているのか、お聞かせください。

賃金（手当）、労働条件（休暇）は、正規職員との均等待遇に改善すべきだと思っておりますが、町長の見解をお聞かせください。

また、正規職員と同様の業務を行っている非正規職員の正規化についての見解。また、今後の条例、規則等の改正の見通しについてお聞かせをください。

再質問は、議員席からさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えさせていただきます。

非正規職員の待遇改善を問うということのご質問でございますが、それぞれ、各項目にわたって、回答させていただきますが、その前に、この非正規職員の待遇改善についてというご質問につきましては、以前にも、この一般質問で、廣利議員からのご質問がありました。

その中で、その時、廣利議員は、近隣の市町に比べて、佐用町においての非正規職員の賃金、給与につきましては、非常に低いというふうにご指摘がありました。

私は、逆に、いろいろとこれまでも、非正規職員の待遇改善、また、その法律に基づいて、非正規職員が安心して、継続して、この勤務ができるような、そういう措置をとる改善策を行ってきたところでありまして、近隣の市町と比べて、年収において、佐用町におきましては、逆に非常に高い給与になっているということ、このことを申し上げたと思えます。

そのことについて、その後、確認をいただいて、ご理解をいただいているものというふうに思っております。

そのことを、1つ申し上げまして、答弁をさせていただきます。

さて、働き方改革は、日本が直面する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く方々のニーズの多様化などの課題に対して、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人一人がよりよい将来の展望が持てるようにすることを目指した改革であるというふうに認識しております。

これを実現すべく、関連する法律を改正し、順次施行されるわけではありますが、関連法の改正は、8項目ありますが、廣利議員のおっしゃっている骨子は以下の3項目でございます。

まず1点目が、時間外労働の上限規制の導入。

2つ目が、年次有給休暇の確実な取得。

3つ目が、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止であります。

まず、時間外労働の上限規制につきましては、原則として月45時間、年間360時間ということでございますが、現在、年間360時間を超える職員は、少数でございますが、もし、そのような事例が発生するおそれがある場合は、事務分担の見直し等を行う中で、課または、その所属する室内の協力体制を強化することにより対処していくこととなります。

次に、年次有給休暇の確実な取得につきましては、10日以上付与されている場合は、5日以上取得を義務付けるというものでございますが、今年1月の課長会においても年次有給休暇の取りやすい環境を整えるよう、各所属長に指示をいたしております。また、職員組合といたしても年間10日以上取得を目標に取り組むと聞いております。

次に、正規職員と非正規職員間の不合理な待遇差の禁止につきましては、不合理な待遇差を設けてはおりませんが、待遇差が存在する場合においては、どのような待遇差が不合理であり、または、不合理ではないのか。それぞれの職務内容等を具体的な実態に照ら

して検証する必要があるというふうに考えております。

次に、職員への説明は十分に尽くされたかということでございますが、先ほども申しましたとおり、年次休暇の取得につきましては、1月の課長会で周知をいたしましたし、時間外の上限につきましては、条例改正案の可決後に、4月課長会において周知をする予定でございます。

次に、職員の定員につきましては、議員のおっしゃっているとおり、定員適正化計画により、平成33年4月には250人となっております。これにつきましては、平成30年度の定員が256人に対して、現在の職員数が255人となっております。今後も定員適正化計画に沿って進めてまいり所存でございます。

次に、会計年度任用職員制度への移行により、非常勤職員の待遇改善はできるのかでございますが、今回大幅な制度の改正となりますが、まず、報酬、賃金でございますが、行政職給料表をもとに月額を決定をし、昇給制度を取り入れることといたしておりますので、昇給の上限は設けますが、一定の改善は、当然、期待できるものと考えております。

また、期末手当の支給につきましては、平成29年9月の廣利議員の一般質問、冒頭、申し上げたところでありますが、その一般質問においてもお答えをさせていただいたところでございますが、佐用町におきましては、既に、月額の支給額に期末手当相当分を含めて支給をしており、年収ベースで申しますと、近隣4市2町の平均額では職種により若干の異なりはありますが、概ね年収として26万7,000円から30万6,000円上回っております。そのため、正規職員、再任用職員との均衡及び近隣市町の状況も踏まえて、十分、慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、職員に納得のいく説明が行われているのかということでございますが、会計年度任用職員制度につきましては、職員組合との事務折衝の中で説明を行っており、今後、具体的に内容が確定をいたしましたら、職員に周知する予定でございます。必要に応じて説明会等の開催も検討をしてまいります。

次に、賃金、労働条件は正規職員と均等待遇に改善すべきということについてでございますが、正規職員とは責任の重さが全く違うわけでありますから、均等な待遇は、当然、できないと考えます。むしろ、正規職員とのバランスを考えた、均衡待遇とすべきであるものというふうに考えます。

次に、正規職員と同様の業務を行っている非正規職員の正規化についての見解でございますが、正規職員と非正規職員が全く同じ業務、同じ役割を責任を担っているわけではございません。正規職員の採用が必要な場合は、働き方改革の目的にもありますとおり就業機会の拡大の意味から、広く一般に募集をして、採用試験等を実施して、職員を採用することとなります。

最後に、今後条例、規則等の改正の見通しにつきましては、会計年度任用職員の条例は6月議会に上程をさせていただくことを目標に現在、鋭意準備をし調整をしておるところでございます。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 今回の関連法、働き方改革関連法8法がありまして、順次、今年から来年にかけて施行されていくということと、国会で議論があった時に、参議院で附帯決議というのが、確か、40項目か、50項目の決議がされております。

その中でも、この非正規の問題というのが、実は、決議の中に入っております。

政府が、今、働き方改革と、同一労働同一賃金という形で、それこそ、本当に、少し前の組合が言っていた、組合要求の言葉が、今、政府のほうで、あるいは、厚生労働省の出している文章にも、そういう形で出ております。

同一労働同一賃金という形のところで、年収ベースで、他市町より高いという話は、前回もお聞きしましたし、私は、同じ条件というか、要するにフルタイムで働いている人とか、あるいは、フルタイムではない短時間の方とか、要するに働き方の時間が、やっぱり基礎のところを比べる時に、他市町の場合と少し違いますので、単純な比較というのは、難しいというところがありますけれども、この役場の中で、同一労働同一賃金と、同じ仕事をして、同じ賃金という形のところについては、この働き方改革関連法の成立を受け、正規であっても非正規であってもというところについては、まず、第1に考えるべきかなというふうに思うんですけれども、その点は、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、当初の答弁の中で申し上げましたとおり、現在の正規職員、非正規職員同じような労働をしているところも、当然あります。

ただ、その中に、労働に対しての、その負うべき、逆に責任というところにおいては、やはり、正規職員と非正規職員は、当然、違うわけです。

そういう中で、賃金においても、待遇においても違うという点については、これは、ある程度、合理的なところも、私は、あるというふうに思っております。

ただ、そういう中で、当然、管理をすとかという部分がないというような点については、そういうところの職種は、完全に正規職員が対応すべき職務と、それから、非正規職員が対応するところを、できる限りわけて、働いていただくような、そういうような状況をつくっていくということ。一方ではね。そういうことも考えなければならないというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 少し、具体的なところに入りまして、ちょっと、お聞きをしたいというふうに思います。

子育て支援という形で、充実が図られています。そのところについては、我々も望むところでありまして、町民の皆さんも、たくさんそれは、実感されているというふうに思います。

で、まず、保育所、保育園の状況なんですけれども、先ほどの子育て支援というところの効果として、未満児の方が、未満児の入園というのが増えてきている状況があるというふうに思います。

で、今、どの園でどれだけというのは、これは、通告しておりませんので、答えられないのかもわかりませんが、増えてきているということについてと、年度が変わりますので、未満児の入園見通しというようなところ、前年からどれぐらい増えるかと、わかりましたら、ちょっと、教えていただきたい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

ご存じのように、佐用町内には、公立の保育園が今現在 6 園ございます。

平成 25 年以前には、規模適正化前ということで 12 園あったんですけれども、平成 26 年から順次統合いたしまして、先ほど言いましたように 6 園ということになってございます。

それで、ご質問の未満児ということですが、未満児といいますのは、ゼロ歳児、1 歳児、2 歳児の子供たちでございますけれども、この規模適正化をすることによって、小さな子供さんたちも預かりやすくということで、以前の保育園では、ゼロ歳児を預かっていなかった保育園もあったんですけれども、現状といたしましては、三河保育園以外の保育園については、ゼロ歳児を預かっているということでございます。

それで、現状としましては、今年の 3 月 1 日現在、ゼロ歳児が 6 園で全員で 21 名。それから、1 歳児が 42 名。2 歳児が 61 名ということでございまして、平成 31 年 4 月以降に入園されるお子さんの入園の申し込みのほうも、現在、締め切って入園に向けて準備をしているところでございますが、平成 27 年度ぐらいから、先ほど言いましたように、未満児の入園を希望される方が増えておりまして、年間の出生数が平均 80 名前後ということで、平成 25 年以前は 100 名ぐらいあったんですけれども、1 年間に出生するお子さんの人数も減っているということで、未満児につきましては、平成 30 年度の先ほど言いました人数と、さほど増えてはおりません。増えたとしても 1 人、2 人ぐらいの増加という感じだと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） ゼロ歳児で 21 名、平成 30 年度 1 歳児で 42 名、2 歳児で 61 名ということで、多分、少し増えるぐらいかなというふうに思うんですけども、それと、もう 1 つは、保育士さんの状況について、年度末を迎えますので、いろんな事情でやむなく退職という方もあるというふうに思いますし、その状況を踏まえて補充をという、未満児が、これ 120 名を超えるという状況ですので、そのあたりは、いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えします。

職員の退職につきましては、定年が 60 歳ということになってございますので、定年で退職するという職員がございましたら、おおむね補充ということで、同等数の人数につきましては、近年、採用をしているということで、正規職員の採用の公募、それに対して、応募がありましたら採用試験をして入っていただいているということでございます。

あと、非常勤職員でございますが、非常勤職員につきましても、それぞれ、例えば、正

規職員がお子さんができて、妊娠をされて、産休、育児休暇をとられるということで、その都度、不足する場合においては、募集をかけて、公募してということで、補充をしているということですが、保育士が不足しているというのは、佐用町だけでなく、ほかの自治体でもございますので、そういった部分につきましては、募集して応募がない場合ということにおいては、資格がある方をお願いをしてというような対応、それから、今後につきましては、新年度予算、特別委員会でもご説明しましたように、保育補助員ということで、ある程度の研修を積んでいただいて、資格がなくても正規の保育士と一緒に保育を補助するというようなことにつきましては、今後は、考えていかなければならないかなというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 定年退職も含めて、退職もあるし、それに応じて補充をしていくということなんですけれども、間違いだったら、間違いというふうに言ってください。

年度末で退職が5名と。補充が1名というふうに聞いているんです。それは、間違いですか。状況。要するに、保育士が、未満児が120名で、同様の数字だという形の中で、補充が十分されていないのではないのかなと。未満児対応が十分できないのではないのかなと。間違いだったら間違いと言ってください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えいたします。

先ほど言いましたように、正規職員の定年退職というのはございます。

それと、非常勤職員さんにつきましては、毎年、単年度契約ということで、ご本人の任用のご希望というのをお聞きしているんですけれども、そうした中で、平成31年度については、継続をしないという意思があられた方がいらっしゃいます。

それに対して、今年、1月、2月等に先ほども言いましたように公募をして、募集をしておるといような状況の中で、なかなか応募がないというような現状がございました。

それで、具体的に、ちょっと、今すぐに、数字のほうが出てこないんですけれども、正規職員の採用につきましては、2名の採用ということでございます。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） そうしましたら、私のほうから廣利議員との、この保育士、保育園の関係の正規職員、非常勤職員に関しましては、過去の一般質問の中でも、それから、私の前職の健康福祉課の時でも、いろいろこの職員の話は出てきました。

基本的に、保育園は、当時、合併後、合併の時には12園でございました。12園がある平成17年につきましては、職員は417名。10月には414になっていたかもわからないんですが約410名です。

今現在、先ほど、町長のほうから答弁がありましたけど 255 名。ただし、あまりにも減額、150 名ありますけれども、これは消防署の約 40 名というのがありますので、それを抜いても約 110 名の職員の減と言いますか、定員適正化に基づいて、適正な配置をしながら削減計画を立てていたと。

その中で、保育園につきましては、合併後、多分、お調べになっていると思いますけど、40 名前後維持をしております。ましてや、平成 25 年から 12 園から何園、佐用地域ありました。上月地域もありました。現在、6 園になっております。全体の保育の対象者は未満児の増はありますが、全体的には、おそらく対象者は既に少なくなっていると思います。そして、マリア幼稚園がある。

そういった中で、正規職員については、今年も退職者 1 名に対しまして、保育士 2 名しております。

それから、再任用につきましても、何とか残っていただくように、今年、退職者についても残っていただくように、了解を得ております。

その中で、非常勤職員の募集を、多分、廣利議員は見られて、達成せなんだのではないかという質問ではないかと思いますが、これは事実、その数は申し込みはございませんでしたので、今は、原課と、それぞれの実際に 4 月に入ってくるお子さんの人数、未満児、それから 3、4、5 歳のそれぞれのクラスの担当保育士、それぞれ割り当てを、もう一度見直して、当然、パートで来ていただいている時間の増減がある程度あります。応援をお願いしている方も、相当いらっしゃいますので、そこで調整しながら、最終的には人事異動をさせていただいて、皆様に協力をお願いしたいなど。それプラス、先ほど、健康福祉課長言いましたけど、早急に、保育補助員制度を実現に向けて取り組まなければいけないかなというふうに感じております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6 番（廣利一志君） 健康福祉課長の話、答弁の中でもありましたように、保育士さんって、要するに、厳しいというか、仕事、あるいは、募集はどこもしているんだけど、なかなか応募がない。で、そしたら、資格がある方は、どこに応募されているのかなというところを見ると、要するに、やはり、そこは、大きな意味で、待遇というかいうところ、それで、公立ではなくて民間の保育園。

我々が、子育て支援の充実という形の中で、さまざまな施策を、今でもとっていただいております。

結果として、その未満児の方が、今年度と来年度という形では、課長の話では、そんなにたくさんは増えないだろう。現行水準ぐらい、120 名ぐらいだろうということなんですけれども、預けておられる町民の皆さんは、本当に、助かる。子育て支援制度だというふうに思うんですけれども、保育士さんは、例えば、未満児を 2 人見る、3 人見るというのは、なかなか、これは大変だと。ゼロ歳の方を 1 人見るのも大変なのに、やっぱり、それを 2 人見る、3 人見る。

結局、定員というか、全体は、増えてはいないんですけれども、未満児の方が増えているというところで、やはり、それは、保護者の方も、正規の方か、非正規の方というふうなことを、別に見るわけではない。もう全部同じような保育士さんという形で、預けられるというふうに思うんですけれども、結局、そうすると、やっぱり、やりがいは感じながらも、やっぱり、同じ仕事をするんだけど、やっぱり待遇のところ、違いがあるとい

うところと。

そして、やむなく退職をされて、ほかの市へ、あるいはほかの民間のところへという形が、本当に残念だなと、私は、思ったりもするんですけども。

まあ、保育士さんが、なかなか募集しても応募がないという状況については、これは、やっぱりひとつ、片方で未満児を受け入れる。子育て支援策がある。しかし、そこが、私は、補助員を来年度から設けるといことなんですけども、そうではなくて、やっぱり正規で、さらに待遇を今以上によくしていくという形の対策というのは、実は必要なのではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 保育を担当してくれている、それぞれ園の状況、それは課長が、一番把握をしながら、いろいろと、そういう実際に、若い保育士が多い職場でもあります。

ですから、皆さんも当然、結婚されて、また、子供を出産される。そういうふうに、なっていたくのは非常にありがたいことですし、そのために、今、産休、育休ですね、そういう長い休暇もあります。

その間の、それにかわる職員の配置、そういうことで、非常に課長は苦勞をしております。

今、廣利議員は、公立ではなくて、私立の待遇のいいところに、保育士がかなり行っているのではないかという見解ですけども、私は、今回、いろんな保育のあり方について、特に、待機児童が都市部で非常に多く出たと。それに対して、早急に、その対応策をするということで、国もいろんな制度も変えて、今、各自治体において、一気に、そうした待機児童解消の取り組みがされております。

そういう面で、たくさんの保育士が、そこに集中していくというところもあろうかと思えます。

ほとんどが、公立の保育園というよりか、私立の保育園で運営されているところが多いんですね、実際。佐用町におきましては、こうして公立を維持しております。

私は、全体の働き方の中で、私の認識としては、民間は非常に厳しい状況が、やっぱり、働きの中にあるというふうに認識しております。

だから、町立として、そうした、今、状況、現場を見ながら、当然、法律に基づいた職員の配置は、当然、これは順守して配置しておりますし、それ以上に、そうした未満児の保育をするために、補助する職員、臨時の職員、そういう職員も、それぞれ配置をして、今、対応をしておりますので、そういう意味では、公立としての責任、町立としての責任は果たしている中で、そんなに待遇面で、私立のところと、大きな開きがないというふうに思っております。

今、補助員ということをお申しましたけれども、やはり、ゼロ歳児の、町としては、今、8カ月からの子供さんをお預かりするということですけども、実際、それぞれの家庭の事情があって、できるだけ早く働きたいと、経済的にも働かなければならないんだということがあって、私は、そうした、まだ、本当にお母さんのお乳がほしい、お母さんに抱かれていたいという子供が、保育として保育園に預けられているという状況だと思うんですね。

私は、そういう待機児童と、そういう預かるところの預かり方、十分、お預かりできるようにすることも、1つの、そういう意味では、そうした家庭、子供を持っておられる方々

への福祉として必要かと思えますけれども、私、もう一方では、そうした働かなくても、子供さんが1歳、2歳になるぐらいまでは、十分に育児休暇がとれて、十分に、それが生活ができるような、こういう社会をつくっていく。このことのほうが、本当は、一番大事なんだろうと。

だから、そういう意味で、佐用町におきましては、そうした保育をしている保育士の方々も、保育士だけじゃなくって、職員においても1年以上の育児休暇というものが付与されますし、それ以上、3年間、また、延長して、家庭で子供を育てることができる。そういう方向というのも、私は、しっかりと国としても考えなければならないんじゃないですかということを、そうした場でも申し上げたことがあります。

ただ、たくさん、待機児童がないように、希望に沿って、全部、預かることが優先だというよりか、本当に、子供を、そうした保育園に預けなくても、育てることができる。親のもとで、育てることができるような、そうした状況をつくっていくということを、そういう働き方ですね。逆に。そうしたことへ、国としても軸足を置いてほしいということも申し上げたところであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 補助保育士の問題については、ここは、正規の方と、今いる非正規の方と、今度、新たに補助保育士という方、それぞれが保育所の中で、同じ職場の中で子供に接していくわけですけども、そこでは、私は、責任があるなしという形の、当然、接し方というのは、皆さん、そんなふうな接し方ではないというふうに思うんですね。

で、私が、少し懸念をするのは、補助保育士という形が、非正規の方の、さらに臨時というか、非正規の非正規みたいな感じを、結局、解決策というか、そこは、ちょっと違うのではないかなと。

要するに、住民の方は喜んでいただいています。

そしたら、働いている職員も、職員の皆さんも喜んでいただけるという形を、やっぱり、町長、今、言われたように、その働き方改革の中では、そこが、実は、考えないといけないし、補助保育士が、これから働くわけですけども、正規化なりというところが、実は、本当の解決ではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほどの答弁の中で、ご質問がありました補助保育士について、お話をさせていただくの抜けておまして、廣利議員がお話の全て労働者、労働として考えていくという点においては、廣利議員が言われることも、私も理解をするところであります。

ただ、子育てということ、これを、教育も同じところがあるんですけども、ただ単に、何時間働いて労働としてだけを考えるのではなくて、子供を育てるということにおいては、よく社会全体の中で育てましょうとか、地域でも育てましょうというように、子供に接する接し方、そういう中で、小さいお子様、特に、ゼロ歳児の、本当にまだまだ、十分に親

にしがみついて、抱かれていたい、そういう時期のお子様までお預かりするということについて、例えば、免許があるからとか、資格があるというだけではなくて、私は、そうした子育ての経験がある子育てをしてきた方々が、子育てに携わって、母親のかわりに、そうした子供たちをお預かりする期間の間だけですけれども、かなりの時間になります。そういう時間、子供さんのことを、よくわかった中で、子供のお世話をさせていただくと、そういうことを、社会として、地域として、やっぱり皆で子供を育てていきましょう。これだけ少子化になって、少ない子供です。そうした、基本的に、そういう考え方を、まず、皆さんに持っていただけないだろうか。それが、1つは、労働としての、今の保育士不足を解消する形にもなるわけですが、結果的には。

実際に、先ほど言われたように、3人に1人の保育士を配置とかいうような、例えば、法的に、ぱっと規定をしても、1人の子供を、世話するだけでも、実際に、子供を、いろいろと子供の状況を見て、それにすぐ対応していくということは、非常に子供大変です。それは、もう親は、経験された方は、十分、それは経験をさせてきているわけです。

ですから、そうは言っても、全て、一人に一人の保育士をつけるということ、それは、なかなかやっぱり、先ほども課長言いましたけれども全体で、これだけ職員も、いろんな職場の中で、職員を定数管理減らしてきて、厳しい仕事をしているわけです。

だから、保育士の現場においても、そうそう保育士を、どんどんと増やしていくということは、これは、やはり私は、町としては、すぐこういうことができるということではないと思います。

だから、それを補うものとして、そうした子育ての経験のある方で、実際に、家庭で子供が独立されて、時間的な余裕、ゆとりのある方に、改めて、そうした子育て現場で、みんな働いていただく。そういう子供を、もう1回育てるという意欲を持って、そういう気持ちを持って働いていただけるような、そうした制度をつくりたいというのが、私の思いです。

ですから、決して、労働者不足で、それを、まだ、単に補うだけの、今、補助員という考え方だけではないということだけは、ご理解をいただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6番（廣利一志君） 私は、空き家の問題と移住者の問題を、ずっと取り組んでいるものですから、佐用町の移住者に対する支援策、あるいは、子育て世代に対する支援策というのは、充実をしてきているという状況については、お話もできます。

ですから、そのところについては、個人的には、ゼロ歳の方を本当は、お母さんが見れる社会というのか、それが本当は、いいんでしょうけれども、しかし、どの自治体も、そういう形で取り組んでいる中で、支援策充実をさらに図りながら、子育てについては、やっぱり佐用町が進んでいるよと。預ける保護者の方も喜ばれるし、働く保育士さんもやりがいを感じて、やっぱりずっと続けていただけるというところを、ぜひ考えていけたらなというふうに、思います。

で、1つは、そういう中で、せっきく移住者の方がみえたとしても、ここにいる人たちが町外に出て行ってしまうという、人口の問題で、私、一般質問しましたけれども、そういう、ちょっと現状があるものですから、ぜひこれは、そういう保育の現場で、子育て支援の現場で、もしかして、そういう預けるお父さん、お母さんと、保育士さんとの中で、そういう思いがあったら、ちょっと残念かなという気持ちがありますので、ぜひこれは、

さらに両方が喜べるような形を考えていけたらなというふうに思います。

それで、会計年度任用職員のことについてなんですけれども、先ほど、町長のほうから、条例の改正と規則については、6月を考えているという話でしたけれども、正規職員の方にも、当然、関係することだし、非正規の方にもそうなんですけれども、再度ですけども、説明会というか、そういう形の場合は、もう一度、具体的に何か、お考えなんですか、そのあたりを、ちょっとお聞かせください。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、会計年度の説明関係でございますけど、これ、制度が平成29年ごろから情報が流れてきまして、平成30年度には、当然、親組合、職員団体の職員組合のほうは、情報が流れておりますので、いろいろ事務折衝の中で、話が出ておりますけど、実際には、労組のほう職員が対象になりますので、一昨年、平成29年度は忌引き休暇で、いろいろ協議をして、ご存じのとおり2日増になったかと思えます。

平成30年度になってからは、会計年度の情報が入ってくるわけなんですけど、今現在、私どもが、情報がわかっているのみのお知らせしかできておりませんので、組合の説明は、平成30年度には3回、労組とはやっておりますし、この3月末には、おおむね、その方向性が見える条例の準拠条例、それから、給料表等々の案が、まだ、たたき台ですけど、何とかそろって、3月27日は、ちょっとお話ができるのではないかなと、その中で、期間が6月と非常に短こうございますけど、もう1つは、現在の非常勤職員との均衡を保ちながら、国に準拠した、あくまで国の給料表があります。行一の給料表を、今回は、国は言っております。一般事務も技能労務職も、それぞれの行一の給料表を適用しなさいとなっておりますので、そのへんを、しっかり見据えて、また、ひまわり労組、また、対象者職員に対しては、今度は、平成31年度になりましたら、そういう場を設けて、お話ができるのではないかなというふうに思っております。

現在は、その内容で、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 一昨年、私、調べたところで、臨時の方、非正規の方が、5割ではなかったんですけど、5割近かったというふうに思うんですけども、ちょっと、2年間たって、もっと、そのあたりは、5割を、もしかしたら超えているかもわかりませんが、多分、200数十名の方が正規職員外と、非正規の方ということかなというふうに思うんですけども、実は、その会計年度任用職員という制度ですけども、もしかしたら、ちょっと誤解をされているというふうに、私も話を聞いていましたら、年度末で、いっぺんやめないといけないんだと。もう1回、採用試験を受けないといけないんだというような方も、ちょっとあったりしたんですけども、それ、そういうことは、ないですよ。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 制度上は、新公務員法で会計年度でございますので、4月から3月の1年間の雇用契約、これは原則でございます。

その中で、それぞれ規則の中に、取り扱うところがありまして、時期を設定して、所属長が来年度の意思を確認するために面談等、このやり方は、各地方公共団体に任せられておりますので、試験のともあるでしょう。面談のともあるでしょう。実技をやるところもあるでしょうけど、そういったことで、継続ができるように、私は、できると考えております。まあ、できます。

ただ、これは有期ではありません。1年度のおくまでも会計年度職員ですので、初めから有期で60歳までというのは、非常勤職員等もできておりませんので、これは法令に違反しますので、1年1年が更新をされていくと。

ただし、今、出ております私どもに情報が入っておりますのは、給料表は、そこでもう一度4月から面接で合格すれば、給料表は、一定の昇給をしていくと。給与は上がっていくということでございます。

今現在の非常勤職員も、給料表は行一ほど段階はありませんけど、1級、2級に、1号、2号、3号、4号と、それぞれ年数に応じて、給料表は上げておりますので、これは、もっと事細かく、行一の給料表を使って行っていくということなので、手続き上は、1年というのは、これはもう制度上やむを得ないということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 会計年度任用職員という制度が始まるということで、そうすると、効果というか、要するに同一労働同一賃金と働き方改革という中では、賃金、報酬というところで、一番違うのは、正規の方と非正規の方が一番違うのは、やっぱりボーナスなんですね。ボーナスの違いだと。

それから、長年、非正規の方も10年とか20年勤めておられる方もあります。退職金の問題だというふうに思います。

で、会計年度任用職員制度が、始まるという時に、町長は、ボーナスは、年収ベースで考えると、それは、込みだと。で、他市町に比べると、佐用町の場合は、年収水準で高い水準にあるということなんですけれども、中には、保育士さんで、やっぱり、もしかしたら、姫路市の民間の保育所へ行かれるという方もあったりするわけなんですけれども、退職金と、あるいは、ボーナスというところについて、この制度が始まるということについて、そのあたりは、非正規の皆さんに大きな違いが出てくるのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 現在の非常勤職員の給料表につきましては、町長のほうからも説明がありましたけど、これ過去の非常に長いいきさつがあります。

合併前の各旧町の非常勤職員、当時は、臨時職員と言っておりましたが、その中でも給料表の格差がありました。

それから、期末勤勉手当、俗にいう賞与も月数がバラバラ、実は、出ていないところも、

いろいろ、当時ありました。

その中で、合併協で、4町合併しまして、その中で、統一する中で、やっぱり既得権等の調整があって、職員間で非常に差がありましたので、平成23年ごろでしたかね、これは、それぞれ労使交渉のもとで、従来のボーナス、賞与分を含んだ、今の規則ですね、給料表にして、その額は実際に含んでおりますので、近隣の市町よりは、やはり多いのではないかなど。数字的には、はっきりしているということです。

それと、今後の会計年度任用職員の期末手当でございますけど、ボーナスでございますけど、これは、きっちりマニュアルのほうに出ております。一般職員、正規職員の期末手当の同額、出ておりますので、これは人勸によっても、当然、変わりますので、その額が出ると。ということになれば、会計年度任用職員については、業務も均等ではなくて、均衡の業務をすることによって、給与体系が新たな行一の会計年度の給料表。賞与については、期末手当の月数が決まってくるんですけど、その支給をし、業務についても、その内容で、それぞれ業務をしていただくと。

それに、不合理があるか、ないか等につきましては、これは、また、我々の総務課、または、原課等も調整しながら、そういう不合理のないような、これは、当然、体制をつかっていかなあかんというふうには思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 来年度、会計年度任用職員制度が、これから始まっていくと。条例、規則が改正になってからになりますけれども、町長は、兵庫県の町村会の会長ということで、今も兵庫県下12町が制度は非正規に対する待遇については、さまざまですね。

今回の制度は、会計年度任用職員という制度が始まりますので、やはり、非正規の方、先ほど、保育士の例を取り上げましたけれども、保護者の方も喜んでいただける、保育士さんも喜んでいただける、そういう、この制度、こういう形に、実は、同一労働同一賃金、それから、働き方改革という形、これ政府のほうも、厚労省のほうも、そういうものをつくっておりますので、ぜひとも、佐用町が、ぜひ町村会の会長がリードする形で、改革というような形を、率先する形で、お願いできないかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 国のこうした働き方改革、そうした、会計年度任用制度というものが示されて、やはり1つの指針という形で、骨子というものが示されてきているんですけども、やはり、それぞれの実際に、これまでの非正規職員の処遇というのは、やはり今回、改めて、各12町、本当にいろいろと違います。

それを、12町という、これは町だけじゃなくって、市も全部一緒なんですけれども、この12町だけで、改めて準則のような形で統一して、そういう制度をつくっていかうという、移行していかうというような、私も、ちょっと、そういうことが必要かどうかということ、検討したんですけども、なかなか、やはり阪神間の例えば、町なんかにすれば、隣の市との関係とか、当然、近隣、私は、よく西播磨は西播磨の比較とかというようなこと

を、口でも出しますけれども、同じように、どこも、そういうところが調整もバランスもとらなきゃいけないというのがあります。

ですから、今の町村会の町であります 12 町というのは、非常に置かれている立ち位置って、かなり違いますからね。但馬のほう、また、私たちの西播磨、そして、ああした中播、東播、そういう中で、足並みをそろえてといいますか、調整をして、この制度に移行するということ、つくるということについては、ちょっと、これはできないと。それは、各首長の考え方であります。

私どもも、ただ、そうは言っても、それぞれが情報交換して、全てをいいとこどりばかりはできないんですけれども、同じ、そうした自治体で働いている職員として、バランスのとれた処遇がされることが必要だということで、お互いの検討している制度の内容については、情報交換はしていこうということまでは、話をさせていただいております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6 番（廣利一志君） 政府が、今、上げて、取り組もうとしております。

国会は、今年の国会は、十分議論ができたかどうかというところについては、疑問がありますけれども、参議院の先ほど言いましたように、決議の中で、現行の処遇以上と、この働き方改革の改革、改善というようなことを決議の中に入れております。

ぜひ、この会計年度任用職員、これから始まるわけですけれども、ぜひ、しっかり非正規の方の声を聞いていっていただきながら、少しでも改革につながる形になればというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 廣利一志君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 1 時 20 分とします。

午前 11 時 44 分 休憩

午後 01 時 20 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、石堂 基君の発言を許可します。

〔8 番 石堂 基君 登壇〕

8 番（石堂 基君） 8 番議席の石堂です。

私は、今回、森林整備から地域への経済効果を考えるについてを、質問します。

12月の一般質問では、森林経営管理法の施行及び森林環境譲与税交付に向けた、本町における新たな林業政策への取り組みについて、これまでの方針説明も含めて概略的な内容が示されました。その中では、佐用町の取り組みの説明と住民の皆さんに事業への協力をしていただくための話し合いの機会づくり。さらには、その後において森林所有者に対する意向調査などの実施が行われ、これらの内容・結果に基づき、町の具体的な実施計画づくりを行う旨の答弁が行われたと認識しています。

こうした取り組みは、林野庁が示している内容にも沿ったものであり、新しいシステムの有効化に向けては重要な作業で、さらには、本町が進める今後の森林行政に大きな影響があると考えます。

一方、調査以降に森林経営が中心となって計画づくりが行われると、所有者での経営継続か実施権設定による自治体管理だけに集中し、本来の目的でもある森林の公益的機能の保全が十分に整備されないことが考えられます。今後、森林行政が継続的な取り組みなるためには、町内経済に対する一定の効果を生み出す新たな事業への取り組みが不可欠と考えます。

単年度での投資額は限られていますが、事業の継続性を担保して住民意識にも定着できる森林行政を進める観点から町長の考えを伺います。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの質問でございます森林経営管理システムへの取り組みを考えるということについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

このたびの森林経営管理法に基づいた事業の継続性を担保として住民意識にも定着できる森林行政を進める観点は、とのことでございますが、森林経営管理法に基づいた新たな森林管理システムについて、町といたしましては、まず、森林所有者の方々に、森林を所有していることについての責任も含めて、山に改めて関心を持ってもらう必要があるというふうに思っております。

そのために、町として、森林所有者の皆さんと現在の山林、森林の現状と林業の実態や、また、将来どのように山林を守っていくかというようなこと、そうしたことの話し合いをし、意見交換をする場として、森林所有者を対象とした地域懇談会の開催を考えております。

また、そうした懇談会を行った上で、森林所有者の方々に對しまして、これは森林組合、組合員の方が中心になるかと思っておりますけれども、森林所有者の実態、また、そうした森林所有者の方々の意向調査という形で、アンケート調査を実施をする予定といたしております。

町として、そうした懇談会の中での意見や、また、アンケート調査によって、いろいろと分析をして、明らかにしていく実態などを見ながら、町が中心的な役割を担って、新たな森林管理システムに基づいた事業を展開をしていくわけでございますが、国が考えている新たな森林管理システムは、町が森林所有者から森林の経営管理を受け、森林経営に適した森林は県が認定する「意欲と能力のある林業経営者」に再委託をし、また、一方、林業経営に適さない森林は、町が管理をすることによって、森林を適切に管理をし、地球温暖化防止や災害防止などの森林の多面的公益的機能の維持増進に寄与し、安定的に木材を供給して、川中、川下の関係とともに木材に付加価値をつけて有効に活用していこうとい

う事業でございますが、ただ、この林業経営に国が言っております林業経営に適さない森林を町が所有者から管理の責任を一方的に受けて、森林所有者には、非常に都合のいい形での受託をし、それを町が主体的に管理をしていくということ、そういう形での受託というのは、私は、非常に問題があるというふうに考えておりますし、また、国が考えている森林管理システムは、森林資源、いわゆる、そこに植林をして育成をしている木材、また、自然林であれば、その自然林の木材、そうした木材資源の管理と活用ということにとどまっているわけでありまして。

しかし、そのもとになります森林そのものの土地の管理という点が、これは、何ら明記をしていないわけでありまして、このへんが、現在の状況から見て、放置できない状態になっている。その点で、私は、この森林管理システムに大きな問題があるというふうに思っております。

ただ、そうした、この事業、これから徐々に行っていく中で、この事業への取り組みによって、意欲と能力のある林業経営者の増加や、その雇用の増加も見込まれ、町内の経済効果が期待できるわけでありまして、しかし、森林環境税を投入する山林は、森林経営に適さない森林ということであり、枝打ちや切り捨て間伐など収益は見込めず、一方、森林経営に適した森林においても、搬出間伐などを行っていくわけでありまして、従来の造林事業補助金を活用しなければ収益が見込めないのが現状であり、さらに国・県の造林事業補助金が今以上に余裕があるかどうか、その補助金がしっかりと確保できるかどうか、そういう点において不明瞭な状態でありまして、事業実施の不安材料というふうになっているように思います。

そうした、多くの問題が、まだまだあるわけでありまして、十分に慎重に研究をし、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

ご指摘の、この事業が町内経済に効果を発揮できる事業へ展開させなければならないということは、これは言うまでもないことではあります、新たな森林管理システムは森林経営管理法に基づいて、行っていくという中で、現在の行き詰った森林の適切な管理と、また、その活用、それを地域産業へと育てていくという、改めて、新たな森林の地域産業として育てていく方策の1つだというふうに捉えておりますが、当然、先ほど申しましたように、今、国が、そうした枠組みを示されている中には、いろんな問題がありますし、これを1つのスタートとして、これから町として、どのように森林を管理をし、また、これを地域経済につなげていくかということ、これは十分これから、検討していかなければならないということで、決して、この管理法ができたから、これで、全てが1つの形が完結したというわけではないというふうに思っております。

佐用町には、町森林整備計画、また、町森林資源活用計画というものをつくりました。そうした中、新たな森林管理システムも、この中の1つのツールの1つとして位置づけをして、今後の町の林業の活性化と林業の成長産業化に向けた事業の展開をしていきたいというふうに考えております。

特に町内での林業就業者数は農林業センサスでの統計で19名と非常に低く、これは森林環境譲与税の算定基礎数値として取り扱われておりまして、今後、林業に携わる人や林業事業者を増やす努力が必要だというふうに考えております。

そのためには、林業の基盤整備を充実させるために、林道や林内路網を整備して、搬出間伐など引き続いて取り組み、そうした事業が取り組みやすい環境を整備して、林業への活用意欲を促す補助制度などの新設、また、現在の町独自にも、いろいろと行っておりますけれども、そうしたものの見直し等なども必要かというふうにも考えております。

また、新たな森林管理システムで事業に取り組める意欲と能力のある林業経営者は、まだ県の認定状況は公表はされておきませんが、町内での想定できる事業者数は少なく、今

後、建設業者等の複合事業としての取り組みを促進する必要もあろうかというふうに考えております。このことにより雇用の創設と林業就業者の増加が見込み、森林環境譲与税の増加も見込めていくというふうに思います。

また、森林環境譲与税を活用できにくい、天然林については、意向調査を行う中で、そうした面積、山林を集約をして、広葉樹を生かした林産物の取り組みといたしまして、シイタケの原木の供給やシイタケ栽培の実施、また、木質バイオマス発電への燃料のまきとしての供給などの取り組み、また、餅臼や木製の食器などの木材加工品などの製造販売とか、また、ミツマタの出荷、山菜などの採取販売など、これらの林産物としての事業として取り組んでいき、これらの市場調査と販路の拡大を行って、収益性を高める経済効果を期待していく必要があるかというふうに思っております。

これらの取り組みを推進するには、自伐林業家の育成やグループの育成とその事業化への支援施策や取り組みの強化を図る必要性がございます。グループの育成では住民参画型の整備事業には、森林山村多面的機能発揮対策として自治会の取り組みとして里山の整備の取り組みもあり、本年 10 グループの自治会組織が自治会周辺の、集落周辺の里山をの整備をしていただいております。この取り組みは県下でも佐用町は非常に活発に行っておりまして、この事業で習得した技術を、さらに、そうした集落周辺自治会の整備だけの一過性にとどめずに、他の地域でも活躍ができる、また、収益性を見込める事業へ林業のいろんな作業、林業の作業へ展開する仕組みを構築する必要もあるというふうにも考えているところであります。

また、これらの事業を効率よく展開するために、木材の搬出にともなう貯木場等も、当然、必要になってきますので、放棄田や耕作放棄地などを活用して、地区単位で、そうした木材の集積場、貯木場などの整備も行っていくという、そういう必要もあろうかというふうにも思います。これからは、中間土場として位置づけ、今後木材ステーションをメインの集積場として、集積力を高めてまいります。集積した木材は郡森林組合などの林業事業体が中間土場から採取し、メイン土場へ集積後、近隣の木材市場であります。今、出荷しております山崎の木材市場、また、鳥取や岡山の市場へ市場のやはり状況を見ながら、できるだけ高価格で販売ができるような、そういう取り組みとして、そういう市場へ搬出する取り組みも必要であろうかというふうに思います。

さらに林業に携わるための技術の習得や安全知識を習得する研修会や講習会など、初心者や中級、上級者、経験者なども分けて多彩に開催する必要もあります。

このほか、町独自の取り組みとして、山林の、現在、寄附を受ける体制も、既に、寄附を受けておりますけれども、そうした体制を整備することも検討しておりますし、全て、そうした山林を無償でというだけではなくて、ある程度の価値を町として算定をして、費用をこれまでかけて健全に管理をし、また、育林をされてきた、そういう山林については、町としても購入をしていくというような制度も検討をしなければならないということを考えております。

以上のような取り組みを通じて、森林資源を活用した地域経済の効果を期待して、郡森林組合や林業総代、自治会長、また、生産森林組合などと連携をして、地域の関係者が、この運用について理解を深めていただき、連携して長期的に、この森林管理に取り組んでいく事業として位置づけをしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） 通告書の中に一例として挙げていた内容、これらについても、1回目の答弁で含めて、答弁のほうをいただいたかなと思いますが、多分、趣旨については、町長もおわかりだと思いますが、私の今回の質問、1点だけ町長に確認したいことというのは、いかに今回のことを、きっかけとして、新たな森林行政の展開を図っていくか。その中で、町内経済に具体的に、どのような影響を与えていくか。いかなければ、また、継続性というものが、なかなか生まれてこないだろうと、そういうふうな観点から、今回、質問をさせていただいています。

答弁いただいた内容で、再質問というんですか、確認も含めてなんですけれども、させていただきたいのは、まず、今後のこの事業の展開で、細かに答弁をいただいた内容、その内容について、一つ一つ触れる、現段階ではないと思うんです。今後のスケジュールのとおり、これから、町長を中心とした懇談会というものが地域で開かれ、その情報をもとにして、森林所有者等の意向調査が行われ、その内容を見て、町が新たに自主計画的なものを考えていくと。そうした時に、前回の一般質問でも、私、申し上げさせていただいたかなと思うんですが、私個人的に一番大切なことは、行政が、今、思っている、町長が全てだと思えるんですけれども、それを直接住民に伝えていく、その姿勢が、今回、一番キーポイントになるのかなというふうに思っています。

で、具体的には、地域での懇談会を、地域協単位等々で考えていらっしゃると思うんですけれども、その中で、いかに町長の口から住民に対して、現状の森林の状況なり、それから、今回、国が提案してきた新しいシステム並びに、それに関連する環境税、これらをきっかけにして、佐用町として皆さんの協力なり理解を得ながら、新しい取り組みを始めたんやと、その姿勢が、どのように考えていらっしゃるか。その中で、やっぱり魅力ある事業ということ、1つも見せなければいけない、やらなければいけないということで、地域の皆さんには、こういうふうな経済効果というふうなことが見込めますよということを見込めますよは、ちょっと言い過ぎましたけれども、話していただく機会、これが非常に僕は大事だと思っているんです。

本当に、多分、ほかのいろんな行政の実施内容を持って地域に説明会行く時との、ちょっとスタンスと違う意味で、住民の皆さんと、町長が膝交えて話してできる。話する。そのところは、非常に僕はキーポイントになるのかなと思っているんです。

その進み方1つによって、森林所有者の方に、意向調査というものをやった時に返ってくる答え、これは、当然のことながら調査票の質問項目もあろうかと思うんですけれども、その答えが大きく変わるような気がしているんです。

できれば、この間、9月、そして、12月、今回というふうに、私、ここでお話をさせていただいて、答えをいただいているわけなんですけれども、本当に、町長の姿勢というものを、住民の皆さんに、いかに見せていくか。そのあたり、妙に気負う必要は全くないと思うんですけれども、できれば、細かな単位で、町長が直接出向いて行って、まず地域の皆さんに話をさせていただきたいと。既に、されるという予定が上がっているので、くどく聞くことはないんですけれども、具体的に、そのスケジュールなりが時期的なものも含めて決まっているのであれば、その話し合い、懇談会、これに向けての町長の気持ちなり、時期的なものがあれば、ちょっとお答えをいただきたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 国としても、ようやくと言いますか、こうした公的に管理をする、このことは、今の状態として、どこの全国的にも、そうした状態になっている。それに対しての財源を、これから恒久的にしっかりと確保してやっていかなきゃいけないというようなことが、ここまでできて、1つの形、税として、創設がされた。そうした中で、改めて、林業、山林の今の現状ですね、このまま放置していくと、ますます林業が、山が荒廃をし、いろんな公的機能も含めて、非常に、また、問題が深刻化していくという、そういうことを、この環境税、環境贈与税がスタートし、管理システムという管理法ができたことを契機に、これは本来、森林所有者だけの問題だけではないんですけれども、税を納めていただく国民みんなの問題なんですけれども、まずは森林を所有されている方々が、改めて、その森林に対して、もう一度しっかりと関心を持って、森林所有者としての責任も果たしていただかなければならないんだと。法的なものは公的な形で、国民みんなで、そうした税を納めて、事業、管理をしていこうという形にはなっていますけれども、しかし、森林所有者が、まずは所有者としての責任を果たしていくという気持ちを持ってもらわなきゃいけないということ、このことを、まず、伝えていかなければならないというふうに、私は、思っております。

だから、そのためには、どうしても、私が、先ほど言いましたように、できる限り、皆さんと直接、その実態と、そうした問題、必要性をお話をして理解をしていただく、そのことを、そういう取り組みをしなきゃいけないということで、懇談会を考えているわけです。

ですから、懇談会については、以前から申しましたように、できるだけ早くやりたいなということなんですけれども、やはり私1人で行って、ずっとできるわけでもないので、4月の今後からの農林振興課、担当課の中で、その担当者を改めて明確に配置をして、その中で、その事務的な取り組みをさせて、できるだけ早く新年度、まず懇談会を開いていきたいというふうに考えております。その下準備は、既に、まず、森林所有者、特に、森林組合の組合員の皆さんに案内をできるように、森林組合総代の皆さん方に通知が出るような、そういうようなことを、取り組む内容を、既に検討をさせておりますけれども、2カ月ぐらいかけて、そうした取り組みをして、その後、そのアンケート調査ということを実施したいというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） わかりました。

最初の答弁にも、今の町長の発言の中にもあったんですけれども、ウエイトがという問題じゃないと思うんですけれども、森林所有者の方にも、その責任がある。管理責任があるということを知っていただく機会でもあるというふうにお話をされるんですが、私は、もっと広義な意味で、やっぱり今回のシステムの導入なり環境税もそうですけれども、私もよく平気で使うんですけれども、その森林が持っている公益機能という観点、これの自覚なり、じゃあ、それを最終的に誰が守っていくのということで、行政の責任、あるいは所有者の責任という考えになるのかもわかりませんが、本当にこれは、個人、あるいは行政、団体問わず、私、この佐用町自身の責任というんですか、今、整備しなければ、今、管理、今後、管理ができなくなる。その思いは強いんです。

今回、目新しいことではないんですけれども、たまたま林野庁の資料を、ずっと目を通し

ていたら、私が、普段平気で使う、森林が持つ公益機能、これの具体的に項目としては、水源涵養であるとか、土砂災害の防止であるとかというふうに、簡単に、今まで使ってきたんですけれども、数値化をしているものがあるので、細かなことは抜きますけれども、この佐用町でも、その機能の評価額というんですか、これ定量的評価というふうに示されていて、出ている数字なんですけれども、例えば、わかりやすいところと言えば、土砂災害とかの関連する表面浸食防止とか、表層崩壊防止のところで数字が出ているんですね。要は、その有林地と無林地、木があるところと、ないところで、どれだけの差が出てくるかというのは、結局、井堰の建設費であるとか、山腹工事なんかの費用を数値化したものなんですけれども、ちょっと、桁が読み間違えたらあかんで、先に言いますけれども、町内の森林というのは、前にも答弁、答弁というんですか、教えていただいたんですけれども、2万5,000ヘクタール、佐用町の山林面積は。それで、日本全体で言うと、2,500万ヘクタールなんです。ちょっと桁が、ふっとわからなかったで、昼、担当室長に教えてもらったんですけれども、日本の国土の、山林の1,000分の1が、これ佐用町なんです。ザクツと言えば。具体的には、2万4,000幾らですから、若干違いますけれども、ザクツと言えば1,000分の1で、1,000分の1で、ちょっと皆さん、聞いてください。例えば、さっき言った、表面浸食防止、これの定量評価という評価額、もし山に木がなければ、これ1,000分の1の話ですよ。佐用町の山の話ですよ。282億、これだけのものが佐用町の山にあるわけです。森林を適正に管理することによって、表層の浸食を防止している。あるいは、表層の崩壊を防止している。

で、よく、一般的に言われる、例えば、二酸化炭素なんかにすれば、12億。化石燃料の代替えとしたら2億。洪水緩和としたら64億。水資源をためる力、要はダムとか、そういうようなものをつくって維持していく。これを定量評価すると87億。これ普通に何億、何億って平気で言っていますけれども、国では、だから、もっと、これの千倍の数字になるんです。

じゃあ、そのおくが、山を整備することによって守られるからいいじゃないかという話で、理解していただけるのが一番助かるんですけれども、それぐらい、佐用町の山というのは、評価できるものであるし、守っていかなければいけないものというふうに、僕、この数字を見て、改めて思ったんです。

町長は、町内の山の面積なり、日本国土全体の森林面積、1,000分の1というところまで、もう既に承知されていたんですが、改めて、この公益的機能を保全していく、要は、これから、末代に至って、私たちの世代も含めて守っていく、このことの重要性というんが、僕、大きな柱の1つに、当然のことながらなっていると思うんです。

で、通告書に書いているのは、確かに、経済効果をどう見出していくか、そのへんの考えを問うているわけなんですけれども、やはりそこに継続性を持たせていって、事業を展開していく、これは非常に必要なことだというふうに思います。

最初の答弁で、ある程度、一例で示した、例えば、町が独自でやっていく事業についての取り組みなんかも一例として答弁の中にありました。

でも、これは、今現在で、また、検討する段階、次に意向調査をやった後に、その住民の皆さんの協力度合い、関心度合い、あるいは地域の実態も含めて、もう一度、内部で専門的に検討をして、今ある佐用町の森林整備計画、あるいは、林業資源の活用化計画、これを見直す、あるいは、それを変更することによってできることもあると思うし、森林整備計画等については、見直しが必要だと思っています。これは、前回12月にもお話をさせていただいたとおり。

で、そうした時に、前回の森林資源の活用化計画の中に、今、1回目の答弁で町長が言われた内容というのは、ほとんどとは言いませんけれども、この従前の計画の中にもある

んですね。

で、これをいかに、この中で挙げている内容と言うのは、肅々と、例えば、木材ステーションなんかの関係についても、あるいは、町単独での造林事業なんかの実施についても、この中に触れられていて、今現在、この計画も順次進行しているわけですから、もう一度、そうした住民の皆さんの意識調査をやった後に、この計画を見直す段階で、私は、前回と同様に、行政サイドだけじゃなく、地域の皆さんであるとか、林業者であるとか、アドバイザーに入っただいて、本当に具体的な実施計画になるような計画づくりが必要だというふうに思うんです。

で、その中に、いかにさっき答弁の中にもあったように、地域の皆さんに経済的な波及効果を継続的に与えていけるような事業の取り組み、こうしたものが必要だなというふうに思うんです。

再度になりますけれども、この計画なり、森林整備計画等の見直しも含めて、答弁のほうをお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国としても、こうした森林環境税や譲与税、国民全体に財源の負担を求めるといふ、そういうことを、きちっと説明する上で、数値的なものも示して、それだけ公益的機能を果たしていく。それだけ、森林が非常に大きな役割を果たしているんだと。こういうことを、当然、国の説明として、そういう資料もつくられていくわけです。

ただ、公益的機能を果たすということと、地域経済への貢献ですね、このあたりは、なかなか一致しないところもあります。

地域経済というのは、それは公費を投入して、一方的に、そうした管理をし、整備をしていく。これだけでも、それは、1つの事業ですから、経済に対して貢献をしているということは、あるわけですが、やはり産業として、永続的にこれを森林産業として成り立てていくためには、本当に、そのへん、今の現在の木材の価格なり、林業事業の実態の中で、これはなかなか、そういうものを打ち出していくというのは難しい状況にあるかというふうに思います。

で、当然、そうした環境税、森林管理法なり、管理システムなんか示される前に、佐用町としては、森林計画というものも作成をしました。

ですから、そういう中で、再度、これから、そうした、いろんな人の改めて、森林所有者の方への認識、意識も高めてもらわなければなりませんし、森林所有者だけじゃない、町民の皆さん方全体の、そうした森林への関心を高めなければならないことは確かだと思えます。

そうした中で、佐用町としての森林計画、森林整備計画というものも、当然、いろいろと検討した中で、必要なものを加えて、その計画の改正もしていかなければならないということは、これはいうまでもないものではないかなというふうに思っております。

実際に、これから、じゃあ進めていく上で、いつまでに完了、計画をきちっとつくった上で全てやらなきゃいけないんじゃないかと、いろいろと事業を既に展開もしておりますので、そうしたものは、継続して事業を進めながら、それに対して、必要なことは、また、修正もし、新たにつけ加えていくことは、つけ加えていくということ、そういう取り組みが、継続的に継続していく上での必要な取り組み方ではないかなというふうに思っておりますし、私も、自分自身が、子供のころから山林、山をずっと親と一緒に、ある程度、か

かわって、山の整備、木を植え、育て、枝打ちをしたり、間伐をしたり、自分自身も直接やってきた、そうした中で、時代とともに、この 60 年余りしかわかりませんが、当時の山の状態から、ずっと今のような山林自体が放置をされ、関心もなく、木材が産業として成り立たなくなった実態、そういうものを、ある意味では、狭い範囲かもしれませんが、全て、自分自身体験して見てきたわけです。

そういう中から、今後、さらにこれから先、どうしていくのかということですね。

やはり、私たちの世代が、今、考えなければならないという思いがあります。

やはり、私たちの子供の世代になってくると、既に、そういうことの関心さえ、もうなくなってしまうと。

だから、改めて、今、そうした、本当に最後のある意味ではチャンス、機会かなというふうにも思っておりますので、精一杯、このことについて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8 番（石堂 基君） 実際には、木材市況自身が、なかなか低迷しているという状況、今、お話をされていましたが、前回、前々回も言わせていただきましたけれども、ある意味、建築用材の市況というのは、そんなに大きくは動いていませんけれども、それから下の、いわゆる C 材、D 材、これについては、本当に、この半年間で、かなり変わってきているというふうに思ひます。

これ、町当局の皆さんもご存じだと思いますけれども、木質バイオマス発電所の建設計画なり、建設稼働ですね、これが大きな要因でして、近隣の状況だけで言えば、ご承知のとおり 2017 年に日本海水 1 万キロワットが動き出しました。それから、昨年には、山南町（丹波市）のほうで、兵庫パルプ工業、これが 1 万 8,000 キロワット。朝来に県森連なり関西電力で 5,000 キロワットがある。

今後の予定として、日本海水が第 2 発電所として 2020 年稼働を目指して 3 万キロワット、これをプレス発表をされております。

もう既に、関電のほうで、プレス発表、もう 2 年前にされてはいますが、2023 年の稼働を目指して相生の第 2 発電所、これが 20 万キロワット。

これら全て、輸入のチップであるとか、PKS も含めてですけれども、基本的には木質バイオも受け入れるということなので、そのような動きが当然のことながら、四国、山陰、九州、関西方面なら大阪もありますけれども、いわゆる B 材より下の C 材、D 材、この価格というのが、具体的に身近なところで、例えば、町内のチップ工場、もともと原木なんかを搬入すると、2,000 円、3,000 円の買い取りだったのが、今、5,000 円、6,000 円。もしかすれば、県が B 材で購入価格設定している 6,700 円を上回るような、今、動きが始まろうとしています。

これは、今後 20 年間、この近隣の、あるいは全国の木質関係の発電所が動いている限り、あるいは外から入ってくる PKS とかチップが極端に値下がりしない限り、この動きというのはとまらないし、連動して建築用材とか、それから、パルプ原料、これらも不足してくることは、もう目に見えていますし、現状でも不足しています。

そうした、時代的な、あるいは社会背景としての追い風も受けながら、このシステムがスタートしていこうとしています。

町長が、先ほどの答弁でもありましたように、自分の原体験なり、これまでの過去の経

験から山に対する思いというのは、非常に強いものがある。それは、この答弁を聞かされている皆さん感じているとこだと思うので、その話を、直接、町長が出向いて行って、住民の皆さんに語っていただくことを熱望して、一般質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 石堂 基君の発言は終わりました。
続いて、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。はい、平岡君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、佐用町南光歯科保健センターの歯科事業について、一般質問を行います。

昨年、平成30年4月から南光歯科保健センターの事業は、在宅訪問診療を行うとして、65歳以上の高齢者や乳幼児などの外来診療を廃止しました。

予防と治療を一体的に行う佐用町南光歯科保健センターの歯科事業について質問します。

(1)番目に要介護者の実態調査が平成30年に行われましたが、その実態とニーズ把握について。

昨年6月議会一般質問では、実態調査の結果、歯科センターの訪問治療は、1件と回答されておりますが、その後、訪問治療は何件行われたのか。また、町内の歯科医院での訪問診療の実績も明らかにしていただきたいと思えます。

平成29年9月末で、介護認定者数は約1,500人、介護認定者の実態調査結果について、認定ごとの調査数、ニーズ、ニーズに対する対応結果などを具体的に明らかにしてください。

(2)つ目の柱として、平成30年3月の議会で佐用町南光歯科保健センター条例は、介護保険法に基づく居宅療養管理指導料等を実施することを追加する改正が行われたところで、在宅訪問診療を積極的にいき、住民の暮らしを守る行政の役割を果たすべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

(3)つ目に、単独で通院することが困難な要介護者や障害者の方の実態把握とニーズは、どのようにされておられますか。回答をお願いします。

(4)点目に、外来診療を廃止しましたが、予防事業は、重要な事業であり充実が求められます。この1年で予防事業は、どのように従来と変化したのか。具体的に示していただきたいと思えます。

よろしくご回答のほどをお願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会、一般質問最後の質問で、平岡きぬゑ議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問であります佐用町南光歯科保健センターの歯科保健事業についてというご質問でありますので、それぞれご質問に沿って、ご回答をさせていただきたいと思えます。

まず(1)点目の町内の歯科医院を含めた訪問診療実績を明らかにされたい。また、介護認定者数約1,500人に対する実態調査結果について、各認定ごとの調査数、また、ニーズ、ニーズに対する対応結果など具体的に明らかにされたいということですが、まず、要介護者に対する歯科実態調査についてご説明をさせていただきます。

平成 31 年 1 月現在の介護認定者数は約 1,500 人でありまして、そのうち、介護施設に入所しておられる方やケアプランの作成を希望しない方を除く在宅の要介護者約 900 人について、お口元気連携票という報告用紙により介護事業所のケアマネジャーとの連携によって情報提供を受ける形で、在宅要介護者の歯科実態調査を行っております。平成 31 年 2 月末までにケアマネジャーからいただいた情報提供者は 537 人で、そのうち、口腔や歯の健康に何らかの問題のある要介護認定者 229 人について、町の歯科衛生士が要介護者の自宅を訪問して、口腔の健康状態や食事の状態、訪問診療の希望などの聞き取り調査を行っております。この 229 人の介護認定の内訳は、要介護 5 が 7 人、要介護 4 が 17 人、要介護 3 が 50 人、要介護 2 が 49 人、要介護 1 が 56 人、要支援が 50 人となっております。

歯科衛生士の訪問による要介護者歯科実態調査と歯科保健指導につきましては、全ての対象者宅を訪問することとし、ご自分で歯科医療機関への受診が困難と思われる介護度の高い方や、早期の訪問を特に希望される方から優先的に順次実施しており、昨年 4 月から 2 月末までに 149 人を訪問をいたしました。

その内訳といたしましては、ケアマネジャーの訪問時には問題があると回答をしていたものの、その後、ご自身の意思により、既に歯科医療機関を受診するなど良好な方が 100 人。間もなく受診を予定をされている方が 31 人で、合わせて 131 人の方が現在訪問歯科診療の必要がない方でございます。また、診療の必要はないものの歯科衛生士による義歯の清掃指導などを希望する方が 11 人、訪問歯科診療を希望する方が 7 人となっております。

訪問による歯科実態調査をした方のうち、約 8 割の 120 人がかかりつけの歯科医療機関があり、困った時には受診できる状態にあることも今回の調査で明らかになっております。

ご家族の車や外出支援サービスを利用するなどして、設備の整ったかかりつけの歯科医療機関での受診を多くの方が希望をしておられることがうかがえます。

在宅の訪問歯科診療については、佐用郡歯科医師会と連携をとり、希望された 7 人のうち、3 人は町内の歯科医療機関が訪問歯科診療の対応をされて、残る 4 人については、南光歯科保健センターの嘱託歯科医師が訪問歯科診療を実施をいたしております。

このほか、平成 30 年度中に、かかりつけ歯科医療機関へ直接連絡をされて、訪問歯科診療を受けられた方は、2 月末現在で 3 人であったと、各医療機関から報告を受けているところでございます。

町の歯科衛生士が要介護者の自宅を訪問して、歯科保健指導や予防啓発を実施しているのは、現在のところ西播磨地域の自治体では佐用町のみでございます。要介護者が安心して自宅で指導を受けることができるため、口腔機能の低下を防ぐ支援に役立っております。今後におきましても介護事業所のケアマネジャーと連携をしながら、引き続き、この推進をしてまいりたいと考えております。

次に、(2)点目の在宅訪問診療を積極的に行い、住民の暮らしを守る行政の役割を果たすべきだと考えるが、見解を問うというということでございますが、平成 30 年 3 月議会において、南光歯科保健センター条例の一部を改正して、歯科医師や歯科衛生士が通院困難な要介護者などの自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行った場合の介護保険法に基づく診療報酬についての規定を加えております。これは、要支援・要介護認定を受けている方については、療養管理指導などにかかる診療報酬を医療保険では算定することができないために、ケアマネジャーがケアプランを作成する時に、歯科医師が歯科の医学的な管理に基づいて、必要な情報をケアマネジャーに提供しつつ、利用者やその家族に対して、介護サービスを利用する上での留意事項や介護方法などについての指導、助言を行った場合に、介護保険法による診療報酬を請求することができるものでございます。

なお、歯科衛生士が行う場合には、訪問診療を行った歯科医師の指示に基づく居宅訪問

が対象となっております。

現在のところ、在宅訪問歯科診療を希望した方が7人と少数であり、いずれも簡易な調整や診療のみで治療を終えられておりますので、居宅療養管理指導は実施をいたしておりません。在宅訪問歯科診療や居宅療養管理指導については、当然のことながら診療報酬が必要となってまいりますので、利用者が自己負担することをご理解の上、申し込まれる場合には、対応をいたしますが、先ほども申し上げましたとおり、多くの要介護者が歯科医療機関のご利用を希望されており、そのような現状ですので、在宅訪問歯科診療をあえて積極的に実施する必要はないというふうに考えております。

次に(3)点目の単独で通院することが困難な要介護者や障害者の方の実態把握とニーズということについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、お口元気連携票により在宅要介護者について、町の歯科衛生士とケアマネジャーが連携をしているところでありますが、その報告の中に自力で移動できるか、寝たきりの状態であるかなどを把握をいたしてしております。その後の歯科衛生士による要介護者歯科実態調査により、訪問をして口腔の状態を確認をしておりますので、この際にご希望を確認をしております。

また、介護施設等の入所者については、それぞれの施設の協力歯科医療機関に対応をいただいているところでございます。

さらに、障害者につきましては、歯科衛生士が町内の障害者支援通所施設などにおいて歯科衛生指導を行っておりまして、歯科医療機関にかかることができない障害者を持つ方への相談や指導も行っております。

次に(4)点目の外来診療を廃止したが、予防事業は、重要な事業であり充実が求められる。この1年間で予防事業はどのように変化したのかと、具体的に示されたいということでございますが、佐用町は、生涯を通じた歯科保健を合併当初より実施しており、妊婦から保育園・小中学校においても歯科衛生指導を継続して実施をいたしてしております。

また、平成30年度からは、新たに妊婦の歯科健診を実施して、妊娠期からの歯の健康維持が、生まれてくるお子様の歯の健康につながることや、家族のかかりつけ歯科医療機関をつくっておくことの大切さなどを重点的に指導をいたしておるところでございます。

特定健診の問診結果では7割がかかりつけ歯科医院があるとの回答で、多くの住民が歯の健康への意識が高いということがうかがえます。また、子供の時からの歯の健康が、一生の健康寿命につながることを町民の皆さんに広く推進をしているところでございます。

また、高齢者におきましては、かみかみ百歳体操を推進しており、歯の健康維持とフレイル予防を高齢者の健康体操の一環として推進をしております。特に、今年度につきましては、要介護認定を受けた高齢者の自宅を歯科衛生士が訪問して、日常生活の実態や食生活の状況などについて個別にお聞きをしながら、各人に応じた口腔ケアを推進できる体制をとりましたので、今後は予防事業として、これを継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 全般にわたって答弁していただきましたので、1つずつ確認の意味で重複するかと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、歯科診療件数の実態について、先ほど、答弁していただきましたが、結局、南光歯科保健センターでの診療件数、それから、民間の歯科医院での診療件数、いっぺんに言

われたので、確認なので、もう一度、お願いしたいんですけど、歯科センターでは、7人ということになるんですか。年間を通してですね。

それから、民間の歯医者さんの場合は、直接訪問が3人であったというふうに、ちょっとメモはしましたが、正確なところ、もう一度、お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

ケアマネジャーによりますお口元気連携票により、訪問調査を実施いたしまして、その中で、訪問歯科診療を希望された方が7名。そのうち、南光歯科保健センターが対応した方が4名。佐用郡内の医療機関から訪問診療に行った方が3名。それとは別に、直接、患者の方が以前からかかりつけという方で、歯科医療機関に訪問診療を依頼された方、そういう方が…、少々お待ちください…、

〔20秒 沈黙〕

健康福祉課長（長峰忠夫君） ああ、3名です。失礼しました。3名ということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長、答えじゃないんやね。答えようとしたんかと思った。体制が、ごめん、ごめん。
はい、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） わかりました。ありがとうございます。

件数にすると、非常に少ないということで、訪問診療に特化した歯科センターで、どうなのかと。疑問が出てくるような数字なんですけれど、人数なんですけれど、このたびたび登場しますお口元気連携票に基づいて、ケアマネジャーさんなり、歯科衛生士が、個々の対象者の方のお口の中を健診していくというのか、必要な診療に結びつけるための、まず最初の入り口なんですけれど、このお口元気連携票は、私も探してみたんですけれど、兵庫県のホームページの中に訪問歯科診療、また、口腔ケアを希望される方へということで、申し込みについては、介護支援専門員、あるいは訪問看護師、家族などどなたでもできますということで、そういうことができるんだということで、質問をする上で、改めて認識いたしました。

それで、申し込み先として、佐用町の場合は、南光歯科保健センターの連絡先、FAX番号、電話番号が掲載されております。ここでひとつ、改めて、ご回答と、また、重複するかもしれませんが、役場のほうから、歯科衛生士が出向いたり、また、あるいはケアマネジャーさんが行かれたりするケース、それから、家族の方もできるということで、直接、センターのほうに連絡されたというようなことは、申し込みの関係ですけれど、お口元気連携票を通してありましたですか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

平成30年度につきましては、在宅の要介護者の方に、特に、訪問をするということで、重点的に取り組みはしておりましたので、まずは、在宅介護支援事業所のケアマネジャーの方に、先ほど、おっしゃられていましたお口元気連携票をもって、ケアプランとかを作成をする時に、ケアマネジャーが訪問をして、それで、聞き取りをしていただいて、その結果を町の歯科衛生士のほうに返していただくということで、ケアマネジャーの方が在宅の介護者と、町の歯科衛生士とのつなぎ役という役割を担っていただきました。

そういった中で、このお口元気連携票の中で、特に、口腔に問題がないという方は、訪問をしていないわけなんですけれども、問題があるという方につきまして、個別に訪問の日程の調整をして、それで、相手の方のご都合に合わせて訪問をしているというような状況でございます。

それで、直接、南光歯科保健センターでありますとか、健康福祉課のほうにも、当然、ご連絡があるケースもありますけれども、ちょっと、その件数につきましては、把握のほうはできておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） ということは、数字としては、今、示せないけれど、そういう申し込みもあったという、事実があったということでよろしいんですね。

で、その連携票ですけど、これは、個人さんの、いろいろプライバシーにかかわりますよね。個人の情報ですけど、そういうものは、共有されるのは、歯科衛生士、ケアマネジャーだけなんでしょうか。歯科センターで実際に訪問診療に当たられる先生も、その関係は把握されているのでしょうか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えいたします。

このお口元気連携票の中に記載されております内容は、患者さんの住所とか、生年月日とか、要介護度とか、そういった個人情報を含んでおりますので、在宅の訪問歯科診療をご希望になられた場合は、その方に限って、訪問をしていただく先生のほうに、この方という特定の個人の方の住所と連絡先のほうをお伝えをして、あと介護度とかいうようなことにつきましては、書面ではなく口頭等でご連絡のほうをして、患者の方に訪問をします医療機関のほうから訪問の日程調整とかは電話連絡等でされているというふうに認識をしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） その連携票が、一番基礎になるわけで、そこらへんで、それをもとにして、県のホームページで、お口元気連携票のフロー図ということで、それがずっと流れていく中で、治療が必要な方は、先ほど、言われたように訪問診療に結びつけていく。そして、継続した口腔ケアが必要な方については、居宅療養管理指導がされるということで、居宅管理指導の内容としては、利用者ごとに管理計画を作成し、医師が3カ月に1回、上限は月2回。歯科衛生士が上限で月4回訪問し、口腔機能の維持向上を図る制度ですということで、これはホームページで紹介されているんですけど、そういうことで、先ほど、訪問件数なり、実態の報告がありましたけれども、その連携票をもとにして、居宅管理計画をつくり、その衛生士が医師の診療後、衛生士が月4回なり、上限ですけど、訪問したケースとか、そこらへんは、きめ細かくやられているんですか。実態として、どうなんでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えします。

居宅療養管理指導と申しますものは、在宅で自宅におられる方に対しての介護保険法上の指導になるわけでございます。

それで、先ほど、町長のほうの答弁にもございましたように、そういう指導をする時には、歯科医師の立場でということと、あともし、歯科衛生士のほうが居宅訪問する場合は、歯科医師の指導に基づいてということになりますけれども、いずれにしましても、介護報酬が発生をしますので、まずは、患者さんのほうに、その旨を説明して、それで、それでも、そういう計画なり指導をしてほしいという場合にはするということになりますけれども、先ほど、申しましたように、訪問診療を希望される方が7人と少数でございましたし、診療の内容につきましても、簡易な調整でありますとか、それほど、介護が必要、介護に関しての療養が必要というような歯科の治療ではございませんでしたので、平成30年度につきましても、そういったことは、実施をしていないということです。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 課長の答弁を伺っていると、佐用町の要介護認定者の方々、訪問治療を必要としない、歯の関係については、非常にみんな元気で、健康的な歯になっているんだという、そういう受けとめの回答に終始されているんですけど、実態として、そうなのかなという点で、ちょっと、そうだったら、本当いいんだけど、どうなのかなというのが、ちょっと疑問符が、私としてはあるんですね。

と言うのは、国のほうが、在宅の訪問診療について、人口で出しているものを、ちょっと教えていただいたんですけど、佐用町の場合1日9人が歯科訪問診療を必要とする人があると。それは、統計上の数字です。そういうことから、年間に7件とかという数字が、数字の関係で一人歩きしてはいけないんですけど、実態として、本当に必要としている人たちが、そんなに少ないのかなというのは、思うんですけど、そこらへんは、どうなんでしょうか。

私が、聞いた数字というのは、とんでもないことを言っているんですか。それとも、そ

ういう厚労省なんかが発表している数字からいくと、佐用町の出現率とか、そういうものは、もっと高いのではないかということをお聞きしたりしたんですが、そこらへんは、あくまで実態とは、かけ離れた数字だということなんでしょうかね。

ちょっと、そこらへんの認識ね、改めてお願いします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、私も答弁させていただきましたし、課長も、再度、そうした、今の実態をお答えさせていただきました。

これは、佐用町には歯科衛生士を配置をして、ほかの近隣市町ではないような取り組みをした中で、歯科衛生士が、それぞれ、この1年間ずっと、毎月、私にも報告があります。そうした、その取り組みの中で、この訪問診療というものが7件だったと。

これは、私は、平岡議員は、これなくす時に、南光歯科保健センターを廃止、診療を廃止する時に、非常にこのへん懸念されて、必要があるというふうに言われていたんですけども、町としての、これまでの長年の取り組みの中で、歯科衛生士も、大体予想どおりだと、そんなに、訪問診療を希望される方はないと。

以前からも、訪問診療が必要だという医師のほうの考え方の中で、それは町もずっとやっていたんですね。だから、実際には、訪問診療がそんなになかったことは、ご承知のとおりだと思います。

それと、国の統計で示されたものとかけ離れているから、こちらの数字がおかしいんじゃないかというような言い方ですけれども、やはり、国の統計というのは、全体で全国的には、そういう状態のところもあるんですけども、佐用町の歯科診療の、今、各歯科医師会、先生方が診療されており、そういうかかりつけ医の実態見ても、ほとんど7割の方がかかりつけ医を持たれておりますし、それから、そうした高齢者の介護の方も大部分の方が診療機関、診療所のほうに行かれて診療を受けておられるんですね。

だから、そのことを見て、やはりこれは、これまで歯科の歯科医師会の先生方の努力にも、やっぱり、こういう結果があらわれているんだというふうに、そういうふうに、きちっと理解をしていただかないと、先生方の努力、また、町としての担当者のこれまでの努力ということが評価されないということになります。

実際に、そうした歯科希望をされる方は、ほとんどないというのが、当初からの話でしたし、それは、だけどもあるんだということだったので、そういう制度をつかってやりなさいということで、私も指示したわけですけれども、1年間ずっと見ても、こういう結果だったということは、これは数字上、きちっと、数字がひとり歩きしてはいけないと言われますけど、やっぱり数字は数字として、きちっと出ているわけですから、それは理解していただきたい。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 診療を必要する人たちが、実際には、計7人であったという事実だという、そういうことですね。4人と3人ですから、7人ですよ。違うんですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 診療が必要だという人は、たくさんいらっしゃいました。
だから、その方々は、多くの方は、診療機関にかかって、診療を、ちゃんと受けられて
おります。

[平岡君「私、座ったらいいんですか」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） うん。おかしいじゃないですか。その言い方は。
診療を必要としている方は、いらっしゃいますけれども、訪問診療をしたのが7名で、
そのうち、医療機関、一般の郡の先生方の診療機関へ行かれたのが3人。
町の嘱託医が行ったのが4人だということを、何回も申し上げておるわけですよ。それ
は、診療した実績です。
診療が必要だった人は、もっとたくさんあって、その方々は、それぞれの診療機関で、
そこに出向いて、ちゃんと診療を受けられているということです。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） あのね、数字がいっぱいでね、なかなか理解が難しいんですが、結
論は、実際に訪問診療したのは、歯科センターの医師が行ったのは4人。
民間の歯医者さんが行ったのは3人。
ほかで、必要とする人の数は、先ほどの話では229人ということでしたか、それとも、
その数字は、それは必要とする人の話ではなくて、訪問した人の数字であって、そのうち、
必要とする人は、それぞれが自分で行かれたんだと。家族の協力のもとに行かれたんだと
いうことで、そういう理解でいいんですか。229人とか、その数字のこと、もう一度、1
つつつ、よく理解したいので、重ねてお伺いします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。
まず、お口元気連携票が返ってきた方が537名です。
そのうち、お口に問題があるという方が229名。
それで、その229名のうち、もう既に、医療機関にかかったとか、それから、後に、自
分で入れ歯の調整をしたりとかという部分と、あともうすぐ医療機関にかかるという方、
合計で131名の方、そういった方が、ご自分で歯医者に行かれたとかいう方々でございま
す。
で、在宅、お家のほうにお医者さんが行かれた方が、行かれるのを希望されるのが7名
ということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 在宅の希望者は7人であった。

それで、必要とする人の229人のうち、歯医者さんに直接行かれた人が131人でありましたということですね。

それで、(3)番目にお伺いしております単独で通院することが困難な要介護者や障害者の方、これは、131人の中にどれだけ含まれているのか、その方々の要望はどうだったのか。そこらへん、お伺いできますか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほども言いましたように、調査の中で、寝たきりでありますとか、それから、移動することが困難だという回答をされた方がいらっしゃいますけれども、実際に歯医者にご家族の車でありますとか、町の外出支援サービスとか、タクシー助成とか、そういったものを利用して、病院のほうへ行かれておるということで、先ほど申しました131名の方については、そういった移動手段をご利用になられているということで、そういう連携票とかを利用しながら、把握のほうに努めております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 単独で通院、介助者が必要な人ですね。さよさよサービスも自分1人で乗れる人もあれば、乗れない人もいるので、単独で通院することが困難な要介護者とか障害者の方が、131人のうちには、どれぐらいあったのか、実態把握されていると思いますので、お願いします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 歯医者に行かれる形態で、ご家族の方と一緒にいらしゃったとか、お一人だけでいらしゃったとか、ちょっと、そういうところまでは、把握のほうはできておりません。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 丁寧な、さよさよサービスを利用して外出できる人については、も

ちろん利用していただいたらいいんですけど、単独で通院することが困難な要介護者、障害者の方の実態把握は、町としてはされていない。質問はしましたけれど、実態としてはされていないということで、よろしいんですね。

私は、してほしいんですね。

実際、要求としては、単独で、介護できない場合だってあるので、やっぱり、そういう人たちも訪問して、治療を希望すればできるとか、そういうふうな形にしていきたいなと思うんです。

と言うのは、この歯医者さんの学会、日本歯科医学会、訪問診療における基本的な考え方というのが示されているんですけど、歯科訪問診療の対象患者の範囲についてというところで、通院困難な患者を対象とする。寝たきり状態の者のみならず、心身障害の状態等が医学的に困難な者も含まれる。こういう表現なんですけれど、そこで親切な対応として、自分だけで通院することができない人も、やはり訪問診療を受けられる対象者として見ていくということは、お考えはありますか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほども、1人で受診に行けない人が何人なるのか。それが把握できていないということですけども、確かに、歯だけじゃなくって、いろんな体の具合が悪くて医療機関にかかれる場合、家でお子さんなり親戚の方なり、いろんな方が一緒について行かれると、介助されるということはあると思います。

でも、それはそれで、実際の診療は受けられているわけですから。だから、そこは、そういう実際に介助する人がなくて、自分では動けない。その中で、診療が受けたくても受けられない人が何人あるんですかという話だったら、それは、私は、よくわかるんです。

そうじゃなくって、1人でも行ける。でも、1人でも行けない場合でも介助の方が逆にいらっしゃって一緒に行ける。そういう中では、診療は、どちらにしても受けられているんですから、それは、それで、ちゃんと1つの目的は達しています。

それから、そうした診療を受けるのに、やはり歯科衛生士なんかも、直接、そうした方々との話をする時に、やっぱり訪問診療がいいんだということの話ではないんです。本当に受けられない。動けないような方を、もうこれは簡易的に診療するのであって、やはり設備の整った診療所で、きちっと診療を受け、治療を受けるということを、皆さん、望まれていますし、実際、医療的にも、そのことのほうがいいわけです。

だから、そういうことが、できない方々に、少しでも、そういうことの診療が放っとけないので、訪問診療という制度をつくってしていますけれども、歯科衛生士も、うちも実態として見ているのに、その診療そのもの、治療そのものも、やっぱり簡易な治療しかできないということですから、ですから、あえて訪問診療ばかりのほうを、しやすくして、訪問診療をするんだと、その方がいいんだということではないということ。

やっぱり、診療所で、先生方のきちっとした医療機関とスタッフがいる中で、やっぱり、きちっと診療を受けれる、治療を受けれる。こういうことが一番大事だというふうに、私は、思いますから、そこを、ちょっと、何か間違っような考え方をされているのではないかと。訪問診療をしたほうがいいんだというふうに言われているように、私は、感じて仕方ないんですけども。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 行政がする訪問診療なので、精密な治療が必要な、高度な治療だけではなくて、継続的に、これは医師の指導のもとに歯科衛生士が、ずっと定期的にやるものだと思いますけど、予防的なもので、ずっと継続的な診療をしていくということは、私、大事だと思うんですね。

町長の答弁、聞きよったら引き込まれよったですけれども、違うんですね。

訪問診療で、障害がある人、単独で通院することが困難な人、町のほうが寝たきりであるとか、そういう本当に、その人を動かせれない、そんな状態の人以外があかんよということを、バンと言われたら、それは、単独で通院することを希望するということは勇気が要りますよね。

だから、行政として、単独で通院する人が困難な高齢者、要介護がある人たち、それから、障害のある人たちについては、訪問してやるという、対象者にはできないんですか。してほしいという、これは私の提案ですね。考え方がおかしいのではなくて要望です。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 要望にしても、ちょっと実態として、訪問診療がいけないとは言っていないです。

ですから、今、先ほど、行政がする診療だからというような言い方されましたけれども、行政は、そういう制度はしております。介護の報酬でも報酬も払えるようにして、しかし、実際に、そこの診療に当たられるのは医師です。そんな、民間の医療機関の先生方に、そんな行政がするんだから、簡易なんて、そんな今、診療しているのが簡易なことしかしていないようなことを言われると、失礼ですよ。先生に対して。

その7件のうち、3件は、開業されている先生が診療もしていただいております。

ただ、そこの訪問診療でできる診療の範囲というのは、当然、そんな何もかにも機器を持って行って、機材を持って行って、治療ができるわけじゃないですから、どうしても範囲が限られます。

だから、そういう中で、できる限り、そうした方に対しては、町の歯科保健センターの嘱託医だけじゃなくって、町内に全ての医療機関じゃないですけども、訪問診療も、そこまでやりましょうという先生方にも協力いただいてやっているわけですから、ですから、そういう中で、7名ぐらいしか、今年はなかったということですし、また、その診療に当たって、町の歯科衛生士も行ってはいますが、歯科衛生士は診療ができません。これはね。

だから、そういうのは、歯科衛生士が、やっぱり、そういう訪問をして、状況を確認をして、そういう中で、どうしても診療所に行けない方については、そういう町の嘱託医の先生にもつなぎ、それから、在宅医療をしていただいている方にもつないでいるんですから、正確に、少し、そこ理解をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 診療の実態はそうということで、私は、先ほど、紹介いたしましたように、日本歯科医学会の歯科訪問診療における基本的な考え方の中に、そのような訪問診療の対象の範囲について紹介されているので、佐用町として先進的に、そういうことに取り組んだらどうかと、これは提案です。

ですので、それで、その件については置きますが、(4)番目に質問しております外来診療を廃止したけれども、予防事業は大事だということで取り上げております。

先ほど、訪問診療をした方、大変、私も該当された人にお話し、最初は、歯科センターが閉鎖されて、訪問診療に特化するんだということに、方針が変わって、その後、年度が変わって、平成 30 年になってから、そういうことを歯科センターはやるんですよとということ、介護 5 の家族さんを介護されている方にお話したら、そういうことは知らなかったということで、その後、町のほうが歯科センターのほうから、そのお家に、訪問されています。その方のお話では、本当に来ていただいて、ありがたかったということで、本当に嬉しいというお返事も聞かせてもらいました。

そんなふうに喜ばれるセンター、衛生士のそういう活動について、診療、そこは介護 5 の方、個別ですからあれなんです、訪問診療を、先ほどされた方は、その後、計画的に歯科衛生士が口腔ケアをしていくというようなことには、つながらないケースだったんでしょうか。7 件のうち、4 件ですか、これは歯科センターのほうでやられていますから、そこらへんは、どうなんですか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

訪問診療をしました平成 30 年中の 4 名につきましては、治療を継続中、それから、治療を終えた方、それぞれいらっしゃるかと思いますけれども、その後につきましても、歯科衛生士が口腔ケア、それから、また、お口の中が悪くならないようにということでの継続の予防、そういった活動も続けてまいりますし、それから、先ほど来、申しておりますようにケアマネジャーとの連携によります訪問、歯科衛生士ですので治療はできませんけれども、訪問予防活動、指導活動、そういったことにつきましては、年度で切ることではなく、これからも継続して順次実施をしてまいりますということでご理解いただきたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 予防については、治療に至らないまでも、予防については、歯科センターで、これからも継続してやるということになっておりますので、そういう点で、先ほど、寝たきりの方を中心に、いわゆる高齢者の対象の方について、私は、言っているようになりますけれども、高齢者の方は、特に、口腔ケアを、ちゃんと清潔に保つということで、誤嚥性肺炎を予防する効果があるということや、それから高齢の方の場合、体力の低下した方にとって、健康維持のためにも口腔ケアは大事だということは、それはもう、言われなくても、よくわかっておられるかと思いますけれども、そういう点で、もっとも

っと取り組みを強化していただきたいなと思います。

予防事業で、先ほど、新たなものとして、平成 30 年度からは妊産婦さんへの指導強化というか、助成をすることとか、そういうことをされておりますけれども、ただ、ちょっと気になったのは、特定健診を受けた方の 7 割以上で、いわゆるかかりつけ医があるんだと、そういう回答があったから、まあ、大丈夫ですというような回答だったんですけれども、特定健診を受けられている方というのは、町全体でいったら、どれぐらいの割合になるのでしょうか。

その 7 割というのは、受けられた人の 7 割ですよ。ちょっと、そのとこ確認します。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

平岡議員、おっしゃったように、7 割というのは、特定健診を受けられた方に歯の関係の問診をしておりますで、そのご回答の中で、ご自身でかかりつけ歯科医を持っておるという方が 7 割ということでございます。

それで、特定健診を受診される方は、おおむね年間 2,000 人ぐらいだとは思いますが、国保の方でありますとか、ご高齢の方、そういった方が対象になっておるかと思えます。

それで、特に、ご高齢の方につきましては、先ほどの答弁の中にもありましたように、かみかみ百歳体操ということで、従来、介護予防の関係で、いきいき百歳体操というのを地域に入って展開をしているんですけれども、おそらく今、30 グループぐらいの方が、30 グループぐらいの地域でいきいき百歳体操をされているんですけれども、その中で、特に口腔ケアということで、先ほど、議員がおっしゃられたように、嚥下機能を予防するためということで、口の体操ですね。舌を出したりとか、口を膨らましたりとか、あと大きな声を出してというようなことで、舌の筋肉、それから口の筋肉を活性化させることによって、予防効果があるというような取り組みもしておりますし、それから、平成 30 年度につきましては、妊婦の歯科健診を新たに実施をしたということで、こちらにつきましては、母子健康手帳を発行する時に妊婦の方の歯科を健診するという助成券のほうを配布をいたしまして、それで治療はできないんですけれども、口腔内の点検をしているというような取り組みもしているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 私は、数字を答えてほしかったんです。そのほかのことを、たくさん言われたので、そこは、従来言われているのをお聞きしておりますから、いいんですけど、特定健診を受けられた、受けられる人は、全体、2,000 人くらい。町全体で、それは、どんなふうになる。7 割。だから、7 割と言って、その 7 割の人はかかりつけ医を持っているんだという回答だけが表面化したら、ああ、ほとんどの人がかかりつけ医あるんだなと理解されて、誤解されるんじゃないですか。そのとこを聞きたかったんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

特定健診の中で、歯科の健診を受ける方、その方々に問診票をお配りをして、そのうち、7割の方が、歯医者さんのうち、かかりつけの歯医者さんがあるということで、私もそうですけれども、大体歯が悪くなったら行く歯医者さんが決まっている。1年に1回は、口の中の管理、診てもらいたいという歯医者さんが決まっている。そういう決めているという方が7割の方がいらっしゃるということで、ちょっと、今、手元のほうに、全体で何名問診をして、そのうち7割、その数字が幾らというのが、ちょっと手元にございませぬので、申し訳ございませんが、お答えができないんですけれども、趣旨としては、そういうことでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 私も数字が、ちょっと手元にないから、あれなんですけど、特定健診を受ける、その対象者の数は、何人ですか。

ごめんね。それだけわかれば。今、言われた7割の人が2,000人くらい受診されたうちの7割だから、ちょっと。はい。

特定健診を受けられる可能性のあるというか、対象者、すみません。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

町内全体で、特定健診を受けられる対象者の方というのは、ちょっと、私のほうで、把握はしておりませぬ。

先ほども言いましたように、特定健診を実際に受けに行かれた方のうち、問診を、歯の問診を取られた方、そのうちの7割の方ということでご理解をいただきたいんですけれども。

失礼いたしました。

今、確認をいたしましたところ、特定健診の対象者につきましては、約3,000人ということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） まあ、自分なりに確認しますが、特定健診の3,000人のうち、特定健診を受けた方が2,000人ぐらい。

その中で、7割の回答というのは、2,000人のうち、2,000人が全員、その問診票を受け取ったということではないんやね。そういうことですよ。

だから、問診票を受け取った人の7割。ですから、数字的には、かなり7割というのが、ちょっと前面に出ていたので、そこのところは、もうちょっと、私も正確的に見ていきたいなと思います。

それで、歯科保健センターについては、一般診療を廃止する。予防に特化するという、この方針を転換する時には、運営委員会というのを、諮問を受けてですから、定期的に開かれていました。

実際に、平成30年度から事業として、訪問診療に特化した、その結果について、運営委員会の役割は大事だと思うんですね。

実際に、こういう事態だということ。そういうことを、きちんと総括して、そして、また、内容的にもしていかなければいけないと、私、思うんですけど、そのへんは、運営協議会設置要綱の中に、その会議は、会長が招集し、そして、そのメンバーは、佐用郡歯科医師会を代表する者、町自治会を代表する者、高年クラブを代表する者、町社会福祉協議会を代表とする者、国民健康保険運営協議会を代表とする者、小学校及び中学校の保健系の代表校長、センター管理者、その他町長が必要と認める者ということになっています。

大事なことを決めたり、それから、運営の関係でも予防に、さらに私は、外来診療を廃止したけれども、8020運動を先駆的に取り組んで、そして、地域的な、そういうことが全国に評価されて、全国的な保健文化賞を受賞したという、そういう自治体として、これからも全国のモデルであるような、町民全体ですね、その歯科保健活動に取り組んでいく予防というのは、重要な事業でありますし、充実が求められておりますので、そういう点を、ぜひ協議して充実していただきたいと思います。この点、ご回答お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

運営協議会につきましては、先ほど、議員がおっしゃられましたように、南光歯科保健センターのあり方を検討するということで、平成25年度だと思っておりますけれども、町長からの諮問を受けまして、約4回だったと思いますが協議をしていただいて、南光歯科保健センターのあり方ということで、答申のほうを受けております。

その後につきましては、ご存じのように、平成29年度末を持ちまして、南光歯科保健センターの一般診療を閉じますとともに、特別会計につきましても閉じまして、それから以降につきましては、一般会計のもとで、南光歯科保健センターのほうは運営をしております。

そういったことがございますので、平成30年度につきましては、特に、運営委員会に関しての案件がなかったという判断のもとに、平成30年度については、これまで開催のほうはしておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 議会には、ここの運営、歯科保健センターの基金条例の廃止が提案された時に伺ったら、運営協議会には諮っていないと。そういう私は、重要な案件だと思

うんですけれど、そういうことを、協議会に諮らないで、町で判断したということについて、やっぱり、きちんと、そういう機関に協議して、これからも諮って、重要なことは決めていっていただきたいと思うんですけれど、町長、答弁お願いできますか。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 診療については、方向転換して、診療については在宅訪問ということに特化させていただいて、予防のほうに力を入れる。口腔衛生にも力を入れると。その方針では、運営員会の審議の中でも皆さんの共通認識いうんですか、ご理解いただいて、今の方向は出ております。

ただ、この平成 30 年度の実績、経過、そういうものについては、今後、その運営委員会に、今の実態の状況もお話させていただいて、今後、あるべきいうんですか、形についての協議もさせていただいて決めていかせていきたいと思っております。

だから、これで、開催しないということではなしに、この平成 30 年度の結果については、報告させていただいて協議をさせていただきたいと思っております。はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 終わります。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて、本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程は終了します。

ここでお諮りします。議事の都合により、明日 3 月 16 日から 21 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、3 月 22 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開しますのでご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 3 時 1 1 分 散会